

近世後期木曾山持の村における構造変化

——尾張藩林政と幕末時代状況を中心に——

大崎 晃

- 一 緒言
- 二 近世後期木曾山方の問題状況
- 三 幕末の王瀧村と柚出持
- 四 木曾山持の村と中山道往還夫役
- 五 天明・天保飢饉と救済政策
- 六 結語

一 緒言

近世前期の木曾山は、天賦の山林資源と進んだ伐採・運材技術、山林利用と管理の整理された制度下におかれ、その研究成果も所三男氏等によって体系化され完成の域に達したと考えられていた。¹⁾しかし近世後期には山林資源の減耗が進み、さらに社会の史的变化を考えると、木曾林政と山方の生活においても変化と改革が進んだと推定するのが自然である。特にこの感が深い幕末については何かと不透明な部分が多く、実証作業の蓄積は

先入観を正す上にも疎かにすることができないであろう。

斯学の碩学所三男氏は、かつて「深い森林地帯を南北に貫く中山道幕末の昏いあわただしい歴史、なかならず木曾谷の九五パーセントを占める山林の中と一筋の街道をめぐって細ぼそと生きる谷中の住民、それらの住民と山林とのかかわりあいには藤村の『夜明け前』に描きつくされているといえるが、山に生れて山だけに生きていような柚や日用の生活には深く立入っていない。これは一つは木曾谷全体を通じて柚・日用の稼業や暮し向きに関する記録資料が少なすぎることに因るものであって、藤村自身も柚・日用の生活に無関心であつたのではない。関心がないどころか『夜明け前』執筆準備中の藤村は、木曾山中のいわば底辺に生きて来たような人々の生活の窺える書き物はないだろうかという意味の質問を二度も私に寄せられたので、王瀧村の旧庄屋(兼柚頭)松原家の文書・記録類を根気よく探してみたが、藤村の質問に満足に答えられないことであつた。あれからは柚・日用の日常生活の全貌を把握できないことであつた。あれからやがて半世紀にならうとしている現在なお人々の山や村での暮し向きを、

実証的に書きあげるまでになつていないことを嘆かわしく思う(中途一部略)⁽²⁾と述べておられた。それは今後の研究には何が必要かを問うた真摯で建設的な述懐と解され、これは本稿を含めて筆者が取組中の作業の方向⁽³⁾と矛盾するものでなく、また今後も変ることはない。

二 近世後期木曾山方の問題状況

初めに課題の具体的設定のために、当時の木曾山方の問題状況を整理しておこう。まず山林資源の窮迫である。田畑が乏しい木曾の年貢は、結果的に本年貢の代りに本年貢(役木)が課されたこともあって、伐採が進んで山は荒廃(山化)し、享保九年(一七二四)には本年貢制は廃止された⁽⁴⁾。さらに木曾代官の扶持と領民救済用として伐採が公許されていた御免木の伐採も縮少した。山林の管理には、年貢木や御免木のように数量をきめて伐採を制限する方法と、民有林を含め藩領全域で指定樹種の伐採を許可制とする方式がある。特に後者が背伐は厳罰で対処すると喧伝された停止木制度で、まず木曾山でもっとも価値が高い檜・榎・横・明檜・鼠子の五木が指定され、ついで栗・松・桂・楓の四木が加わつた(制止木という)。

こうなると伐採事業(山仕出)はほとんど藩御用材の仕出しに限られる。藩の事業(御手仕出)では本来経費は藩の負担だったが、近世後期には仕出請負人が一時立替えるようになった。しかし次第に逼迫する藩財政を反映して仕出し経費立替代の支払が滞り、しだいに請負人の財務を追いつめていった。

王瀧村庄屋で仕出請負人を努めていた松原家の困窮は、村中の迷惑に通じ善処を願つた村方の次の訴えは、そこへいたるまでの過程について、

「当村庄屋松原彦八曾祖父彦右衛門儀、去享保式拾卯年当村鯨川御山ノ御材木御仕出之節、右御材木袖取并川合渡拂込込諸入用金千六百六拾六兩三分銀八匁式分ニ而御請負被仰付、御前金式百兩拝借仕取懸り夫々御差凶通首尾能拂込仕候処、御請負金御下渡無御座所々々借入等取計袖日用江勘定相渡其後段々御願奉申上候処、同年十一月ノ宝曆三酉年六月迄都合十四ヶ度ニ、御金五百九拾七兩壹分銀四匁御下渡相成残金御下渡無御座、彦右衛門儀其節迄者田所等茂余程所持仕罷在ニ付、家財売拂田所賣物ニ仕借入金段々繰替置御歎願奉申上候処一向御下ケ金無御座、倅彦右衛門代ニ至り利銀等茂賄ひ方不行届質入之田所等金主方江相渡し申候ニ付、年々之飯米不足仕買方取計候付近年借財相増、当彦八先代ニ而弥大借罷成売残候家財田処等迄悉相拂、先祖ノ所持仕候御除地等迄茂質入ニ仕難洩至極仕候付段々奉歎願候処、去ル文政十三寅年右残金千六拾九兩式分銀四匁式分之内、四ヶ三分拾厘之御調四ヶ売分式百六拾七兩余元ニ御立年々金拾兩宛被下置候旨被仰付被下置候得共、右千六拾九兩式分余之処四ヶ三分拾厘之御調相成候而者、難洩至極之儀ニ御座候付歎願可仕候得与罷有候所夫砌病歿死去仕当彦八代ニ相成候得共」「大借之儀ニ付年増困窮被成凌方無御座式割勿銭初メ追々御金奉拝借相凌キ申候処、次第ニ借財相山ニ而御除地等迄茂売拂可申埒ニ罷成ニ付当春委細願書認メ御歎願奉申上候処、御時節柄願之趣御取寄難被遊分段々御調を以当辰年ノ申年迄五ヶ年之間金八兩宛被下置旨被仰出難有仕合ニ奉存候得共、先代ノ段々之引負ニ而無切者格別之大借罷成候付、右八兩宛被下置候御金ニ而者如何共取続出来不仕必至難洩罷有候得共、御国表おるても既ニ当状不容易被仰出被為在候御時節ニ御座候付、此上御願筋等難相成追々奉拝借候御金等返上方を初諸向借用金返済方手段無御座、最早村内締筋茂付兼候付退役逼塞可仕之外手段無御座旨申出候、村

中一統迷惑至極仕候付」「当人儀斯困窮ニ罷成候儀者乍恐前々奉申上通御山方殘金御下渡無御座故之儀御座候間、此段厚御質意被成下置御積金ニ而無御引合被仰付被下置候様格別之御憐愍を以、御手厚ニ御達被成下置候様只管奉願上候 安政三辰年十一月 王瀧村組頭 仁右衛門 村方惣代 惣七」と述べている。

内容が複雑なので要約すると、王瀧村庄屋彦右衛門は享保二〇年に藩から同村内鹹川山の御用木御手仕出を請負い、経費一、六六六兩余の内前金二〇〇兩を請取った。その後宝暦三年(一七五三)迄の間に一四回に分けて下渡金の一部五九七兩余を請取ったが、未拂金八六九兩余が出た。残金は文政一三(一八三〇)年から毎年一〇兩宛下渡される予定だったが果されず、安政三(一八五六)年から毎年八兩宛の下渡しとなった。史料には無いがこの間庄屋彦八は明和六年(一七六九)百川山と安永七年(一七七八)千沢山で御手仕出の請人を務め、夫々六〇兩と五〇兩の下渡金を請取ったので、未収納金は合計一、一二九兩余になった。この間庄屋は彦右衛門から曾孫の彦八の代となり、立替によって生じた借金負担は仕出し請負人の財務を圧迫し、所持する田畑の入質・売却や家財処分へ追いこまれ、村内取締筋(庄屋)の退役や逼塞も止むなしともなれば村共同体の維持にも支障を来し、村中迷惑至極と村側から訴えが出された。そしてこの解決は御山(御用木)仕出の未払残金の決済であると申立てている。

木曾山三三カ村は、宿方一カ村と在方二カ村に大別され、田畑が少ない在方は山持に依存した。表1によると、近世後期平地が乏しい木曾山では新田開墾が進まず、山林資源の減耗で山持の機会が減少したにもかかわらず、戸数は微増、人口は停滞の状態だった。地元の就労機会が減少しても人口流出を起さないと就労形態の一つとして出持があった。村外本伐

請負の手前仕出と柚・日用出稼については既に触れたが、本稿はそれを承けて出持と在方の関係の分析を課題の一つにあげる。

一方近世後期の歴史的・政治的激動の時代は木曾山にも新たな局面をもたらした助郷夫役は交通量の増加で、これまで関係が薄かった山地在方村をまきこんでいった。例えば従来日光例幣使通行時の助郷夫役がなかった王瀧村以下在方四カ村に対し、新たに助郷が割り付られた時、同村々は「日光例 幣使様御下向ニ付私共村々江御割付罷有(安政六 文久迄) 未西兩年被仰付御座候ニ付申触候処、是迄右御通行之節人足相勤候儀無御座候ニ付御改申上呉候様小前々申出候ニ付、留記類等取調見候処往古々相勤候儀曾而無御座ニ付兩年共書面を以奉願上候処、其方江者御通輿差掛相成御理解被仰付候御儀ニ付村役人共勤弁を以雇入人足ニ而相勤候処、当年之儀者急度御改申上呉候様願出候間先規之通御解御免被下置候様奉願上候、且者近年米穀高値罷成必至難渋仕、此上過例ニ茂無御座御通行被御割付仰付候而者一同立行難成難渋至極仕候、何卒格別之蒙御答評御割付人足之儀者御解被為仰付下置候様只管奉願上候 文久二戌年三月 末川村 西野村 黒沢村 王瀧村 庄屋 組頭(名略)」と、先例がないこと、負担が過重なことにより、未西兩年は緊急のため役人が勝手に雇入れたが、今戌年は村として夫役割付を辞退した。しかし四カ村はその願いにもかかわらずその後例幣使通行時の助郷村に組みこまれた。

だが何といっても最大の助郷夫役の動員は、四章で後述する和宮様御下向の大通行だった。山方村における柚・日用等山仕事出持と幕末に殷盛となった助郷夫役の関係を次の課題としてあげる。

表1 木曾山宿村年貢高戸口数

宿村名 ○印は宿	享保9(1724)年 定納米覚高 ^{a)}	宝暦7(1757)年 ^{b)}		天保8(1837)年 ^{c)}		万延1(1860)年 ^{d)}				
		戸数	人口	戸数	人口	定納米覚高	戸数	人口	男	女
	石	戸	人	戸	人	石	戸	人	人	人
○賛川	50.366	199	945	248	1,108	31.458	255	1,092	585	507
○奈良井	55.701	354	2,450	672	3,213	44.404	601	2,544	1,301	1,243
○藪原	85.886	340	2,064	495	2,499	68.925	442	2,119	1,077	1,042
荻原	63.053	117	824	132	800	55.302	133	652	346	306
菅	43.969	105	555	98	494	46.024	99	404	193	211
奈川	71.230	276	1,756	332	1,581	33.439	357	1,528	749	779
○宮越	98.823	92	433	271	1,180	65.277	261	1,198	601	597
原野	83.989	102	583	130	604	74.562	125	618	318	300
上田	80.966	148	877	168	913	66.410	181	880	416	464
黒川	60.526	194	1,062	131	967	44.450	163	959	453	506
末川	47.430	238	1,021	209	859	36.638	201	913	461	452
西野	45.340	330	1,440	288	1,282	32.924	239	1,295	623	672
○福嶋	116.661	451	1,779	459	2,120	63.509	471	2,020	1,004	1,016
三尾	53.446	120	687	129	789	42.440	131	822	409	413
黒沢	75.516	276	1,693	308	1,795	75.530	305	1,857	908	949
王瀧	74.270	267	1,613	254	1,515	67.389	256	1,446	650	796
岩郷	65.827	170	872	185	986	51.227	181	1,018	498	520
○上松	156.508	591	3,100	486	2,751	136.050	453	2,548	1,284	1,264
荻原	70.359	143	730	188	1,044	71.603	183	1,061	513	548
○須原	50.475	143	689	173	908	50.571	179	883	430	453
長野	141.226	108	764	103	850	133.629	109	898	469	429
殿	119.694	87	663	103	640	114.577	104	688	341	347
柿其	22.448	35	299	33	251	25.199	31	265	141	124
田立	124.751	80	759	77	869	135.828	79	876	456	420
○野尻	106.306	156	873	184	992	82.687	185	1,088	575	513
与川	38.134	39	243	31	279	37.996	38	329	179	150
○三留野	74.890	169	841	173	1,118	71.477	207	1,177	594	583
○妻籠	57.959	92	855	156	948	52.861	167	1,051	540	511
藪	48.760	90	594	93	894	45.913	93	1,002	521	481
○馬籠	52.965	118	633	157	718	89.256	178	826	409	417
湯舟沢	59.328	92	536	115	642	69.517	124	707	366	341
山口	185.409	118	826	178	789	193.605	171	853	461	392
計	2,482.211	5,840	33,059	6,759	36,398	2,210.677	6,702	35,617	17,871	17,746

近世後期木曾山持の村における構造変化

出所史料 a)「木曾御成箇郷帳」(徳川林成史研究所蔵)、b)「吉蘇志」(同)、c)「家教人数困窮者等諸書上帳」(同)、d)「木曾村々台帳」(同)

この点は具体的にどんな問題を内包しているか、予見と取組みのよき実例を示しているのが、次にあげた將軍家定公御簾中一条秀子寿明姫様御下向の節の王籠村庄屋松原彦八の願状である。そこで彦八は「今般 寿明君様御下向ニ付他所出之者呼戻方宜敷被仰付奉畏、夫々江飛脚差立候処手違相成御通與御間合不申者共多、無拗御願申上濃州加子母村人足相頼無御差支相勤申候得共 御上様江格別奉懸ケ御心配恐入申候、付而者当村之儀者田畑少なく専他所山稼を以家族営育仕候儀ニ而、野州上州奥州井土佐辺迄罷出相稼候儀ニ付、御通行御座候節飛脚差立候而茂稼先難分者共多雜費而已相懸り、且杣共稼先ニ而承り罷歸り候而茂遠路之事ニ付、御通與罷為濟候後帰村相成候儀茂有之返而御差支相成、当人共おゐて者難波不少村役人共心痛至極任申候間、右之段厚御賢察被下置別段之御仁恵を以大道ニ而宗門人別込御割付不被仰付候節者 木曾内相離濃州加子母村并中津川込人足雇入候儀御免被下置候様奉

願上候、右御許容被下置候得者前以心痛筋茂無御座難費少なく、事馴候者共ニ而返而御融通宜敷哉ニ奉恐存入候間、一村御救与被常々思召人足雇分御免被下置候様偏奉願上候、且又前以申上候通専他所稼仕候村柄ニ御座候而村内ニ罷在候者ハ至而弱き者并老若者ニ而、人足難勤者共多御座候間御通行之節御割付人足之分超而雇入方御免被仰付村々御割付人足少なく、木曾内ニ而不雇入候而茂御差支不相成節者、木曾内宿村ニ而雇入候儀御免被下置候様是又奉願上候、嘉永二酉年十二月、王瀧村庄屋彦八、組頭利兵衛(8)と、村内には出持者が多いので御通行時の助郷夫役のための一時帰村は支障が多く困難であり、よつて木曾谷の人足人数不足分は、尾張藩領でもある木曾山隣接地濃州加子母村からの雇入での補充を願つて、当時すでに在方でも人的交流がかなり進んでいたことが推測される。

最後に近世後期は度々冷害に見舞われ、特に天明期・天保期には大飢饉に及んだ。そしてその節に講じられた夫食や拝借金等の救済政策が、「夜明け前」の木曾山在方にもたらした意味の考察を最後の課題に加えたい。

三 幕末の王瀧村と岫出持

享保期以前の木曾王瀧村の生業が林業であつたことは既述したが、(9)同村天明四年(一七八四)の生業構成は次のとおりであつた。

覚(一部略)

- 一村中竈数 三百四軒
- 右之内
- 一耕作人 式百六拾三人
- 内

近世後期木曾山持の村における構造変化

- 拾老人 高持耕作のみニ而渡世仕蚕等指加ヘニ仕候
 - 拾老人 中高ニ候得共毎年給物大躰ニ而蚕等差加ヘ渡世仕候
 - 三拾五人 高持中高之者共ニ候得共毎年蚕等差加候而茂式三分通茂不足故山持を以渡世差加仕候
 - 六拾八人 中高小高ニ而耕作のみニ而者渡世難成袖日用ニ罷出差加ニ仕候
 - 六拾式人 小高ニ而作方少渡世難成多袖日用ニ罷出渡世仕候
 - 七拾六人 無高ニ而受作少々、仕多袖日用ニ罷出渡世仕候
 - 一袖日用 三百六拾七人
- 耕作仕候内作方ニ不用之分一家内ニ而式三人茂罷出、木曾之内旅持無差別山持仕候

内

- 百七拾六人 木曾内持候得共日数茂不動多く宿々罷有候故賄無之困窮仕候
 - 六人 木曾之内持少く賄当節ケ成ニ相凌申候
 - 六拾老人 旅持ニ罷出候得共持薄日数茂不勤路用費賄一切無御座当節困窮仕候
 - 拾人 旅持ニ罷出大躰持有之当節ケ成ニ相凌申候
 - 六拾七人 旅持ニ罷出候得共去冬迄戻り不申候
 - 式拾式人 去冬旅持ニ罷出申候
 - 式拾五人 村内木曾之内ニ而奉公日雇仕候
- 天明四年辰正月

耕作人の内、初めの二項一人宛が百姓だけで生計が成り立つもの、次

王瀧村庄屋 彦八

表2 木曾王瀧村本人足人別

年 度 王瀧村枝村名	居 合 せ 者				他 出 之 者		行方不知	合 計	備 考
	内 人	内 杣	内 弱人足	内 病人等	内 人	内 杣			
嘉永2 (1849) 年秋 ^{a)}	人	人	人	人	人	人	人	人	
上 条	40	x	7	11	31	x	4	75	
下 条	38	x	4	3	8	x	1	47	
三 沢	55	x	9	9	25	x	4	84	
野 口	30	x	7	6	14	x	1	45	
崩 越	47	x	9	7	11	x	4	62	
子 持	34	x	4	8	10	x	0	44	
二 地	25	x	3	3	6	x	1	32	
淀 越	x	x	3	2	x	x	1	20	
瀧 越									
計	269+x	x	46	49	105+x	x	16	409	
文久元(1861)年夏 ^{b)}	人	人	人	人	人	人	人	人	
上 条	33	20	3	4	30	26		63	医者 1
下 条	34	10	6	7	18	16		52	大工 4
三 沢	38	19	5	3	34	22	1	73	鍛冶 2, 祿宜 2
野 口	28	18	8	2	11	8		39	
崩 越	14	6	2	2	42	42	3	59	鍛冶 1
子 持	15	5	3	5	14	13	2	31	
二 地	10	4	2	4	20	17		30	
淀 越	17	11	3	1	5	5	2	24	
計	189	93	32	28	174	149	8	371	
文久元(1861)年秋 ^{c)}	人	人	人	人	人	人	人	人	
上 条	54	41	3	4	9	5		63	
下 条	38	14	6	1	14	12		52	
三 沢	50	31	5	3	22	10	1	73	
野 口	32	22	8	2	7	4		39	
崩 越	37	30	2	2	18	18	4	59	
子 持	23	15	3	5	6	5	2	31	
二 地	19	13	2	4	11	8		30	
淀 越	21	15	3	1	1	1	2	24	
計	274	185	32	22	88	63	9	371	

注) 居合せ者：16~60歳、弱人足：16~19歳

出所史料 a)「嘉永二年(寿命君)御下向=付人別改帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)

b) c)「文久元年 松原記録 十五」中の「文久元年 和宮様御下向=付人別改帳 王瀧村」(同)

「文久元年 和宮様御下向諸記録 式 王瀧村」中の「文久元年 杣人別調帳 王瀧村」(同)

の三五人はこれに山持の副業が必要なもの、以下すべての項合計二〇六人は杣・日用すなわち山持が中心で、これは耕作人つまり百姓の八割を占める。杣・日用の人数は「一家内ニ而式三人茂罷出」のため三六七人を数え、労働の場所は「木曾之内持」は杣・日用の最初二項の一八二人だが、「持薄日数茂不勤」と仕事は少ない。一方旅持組は「持有」と「持薄」とがあるが一六〇人が旅持(出持)中である。かくて村民の多くは山持に携わり、百姓仕事は高齢者との史料にはないが女性の領分である。なお史料には他に「商人四人地商并薬売等仕候得共当節商無御座候困窮仕候、鍛冶三人耕作も仕候ニ付当節ケ成ニ相凌申候、大工木挽拾式人耕作も仕候得共当節持無之困窮仕候、式拾五人村内木曾之内ニ而奉公日雇仕候」とも記されている。

さて天明期から時代が下つて幕末文久期の和宮様御下向の大通行に際し、木曾山在方村々々往還夫役に出役可能者の人別調書が作られた。これを集計した表2の文久元年(一八六一)夏の欄は御下向出立(二〇月二〇日)前の状態を示し、山仕事は出持者が六割以上を占めている。また表2の文久元年秋の欄は、御下向木曾御通行時(二〇月二七日~十一月五日)に出持離村者の内一時帰村可能者数だが、公武合体の大通行に際する藩命にも関わらず、半数近くが出持先に在留することは、すでに出持が継続・定着・常態化した存在であること

を物語る。次は和宮様御下向時に王瀧村の枝村崩越における出持先からの召還者人別である。

(文久元年)西九月

和宮様御通輿ニ付雇入人足調帳⁽¹⁾

崩越(の分)

同	惣左衛門	小田原行	作十
同	忠右衛門	同	芳松
同	新左衛門	同	栄作
同	多助	同	与作
同	與次郎	同	兵左衛門
同	寅松	同	岩太郎
同	長八	同	十九才 乙八
同	栄助	甲州行	寅吉
同	豊八		
上州行	弥右衛門	上州行	善七
同	市三郎	同	藤蔵
同	玉蔵	同	弥七
同	庄七	同	萬次郎
同	忠五郎	同	吉右衛門
同	藤左衛門	同	弥助
同	龜右衛門	同	銀蔵
同	八右衛門	同	仙太郎
同	市次郎	同	儀助
同	彦十	同	十九才 彦八

近世後期木曾山持の村における構造変化

上州行	十九才 久吉	江戸行(居付)	平七
江戸行	十五郎	同	同
同	(居付) 文平	同	(居付) 弥吉
同	彦五郎	同	長右衛門
同	弥八	同	金作
同	又蔵	同	龜次郎
同	作蔵	同	次郎平
同	兼松	同	六十一才 龜蔵
同	松吉	同	十九才 太郎
同	彦次郎	同	十六才 彦七
同	伝助	同	十六才 松次郎
同	万蔵		
同	初次郎		

この頃には出持も、前金を請取り、集団で現地に出向き、就労期間の約定を結び契約どおりに行動した。文久三年春の次の記録は、幕末激動の往還大通行の政治日程が納まった当節、出持先で山仕事に着手する時期なので出立したいと、宿場足留の解除を催促したものである。

乍恐奉願口上覚⁽²⁾

当村之儀者兼而被為知在候通元来旅稼渡世之村方ニ御座候処、当年之儀者諸家様御通行御繁多ニ而多人数被割付被仰付、此節ニ至り足留中ニ而未夕御解方茂被仰付不下置候得共、別紙人別之者共儀者当一月上旬頃方夫々稼筋ニ罷出候筈ニ而、別紙ニ御座候元ノニ手前共前金借り入置有之候処、最早入山之時節後候故ニ夫々元ノ共方ノ類ニ催足申越早速入山可致趣、万一差支筋茂有之早速入山難出来候ハ、貸付之前金返済可致旨態々

以飛脚申越候得共、借金之前金者使果し今更数拾人之者共当惑至極仕候、付而者輕く御通行茂御止りニ相成候様子ニ乍恐奉見請候間、何卒格別之御憐愍を以足留御解被為仰付被下置候様奉願上候、勿論此後多人數御割付被仰付候筈者何時ニ而茂呼戻し聊茂御用御差支不相成様可仕候間、右之段御手厚之御慈悲を以旅出御免被為仰付被下置候様幾重ニ茂奉願上候、依之別紙人別書老冊相添只管奉歎願候、右奉願上候通り格別之御憐愍を以御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合奉存候以上

文久三亥年四月

王瀧村庄屋 松原彦右衛門[㊦]

組頭 惣左衛門[㊦]

(以下略)

御奉行所

上

駿州安倍郡千頭山

元ノ江戸内神田

信濃屋正三郎

諸村 弥右衛門

淀地

亀太郎

(以下一人略)

(以下三人略)

上条 初 藏

二子持 熊 吉

(以下八人略)

(以下六人略)

武州秩父郡大洞山

元ノ江戸深川

美濃屋善右衛門

諸村 作之照

二子持 嘉兵衛

上条 庄太郎

淀地

弥兵衛

(以下一人略)

(以下三人略)

三沢 平兵衛

崩越

新左衛門

(以下十人略)

(以下六人略)

野口 長 七

(以下二人略)

上州勢多郡宗利山

元ノ江戸深川

大田屋徳九郎

三沢 弥 八

下条 又 十

(以下一人略)

(以下三人略)

惣人数ノ五拾七人

右人別之者共旅出之儀御免奉願上度委細別紙を以奉願上候間、何卒御許容被成下置候様只管奉願上候以上

文久三亥年四月

王瀧村庄屋 松原彦右衛門[㊦]

組頭 惣左衛門[㊦]

(以下略)

御奉行所

さらにこの史料でわかることは、王瀧村の出持人雇傭先が享保以前の庄屋本伐請負人の松原家から、江戸深川大田屋・美濃屋・同内神田信濃屋等材木商による手前仕出へ移った点である。

一般に産業の経営主体が共同体から商業資本に移行していくとともに、出持人の就業関係にも変化が始まり、それは人間関係の孤立化も意味する。

一例として出持先の秩父で、ある杣頭が人身事故に遭遇したが、その原因追究は現場が出持先であることを考慮して、深入りできず有耶無耶に収められた。庄屋から奉行所への届書から事件の経緯を辿ると、「当村吉藏梅右衛門と申者相越申達候者、村方和助儀武州秩父郡日野山村木伐出場所江相越杣稼仕罷有、当十月廿三日同所出立帰村いたし候、然ル処佐久郡宇もら木場与申処ニ死人有之、右死骸側ニ杣頭和助与申帳面有之候以往来旅人然候旨同廿九日夜九ツ頃承り候ニ付、直ニ和助倅作吉甥梅右衛門外ニ吉藏与申者同行ニ而出立、当日暫^漸昼九ツ頃右もら木場と申処江相越候処、梓山村秋山村役人合て四五拾人召連右場所ニ罷有、只今御検使御見分濟相成仮埋被仰付日野山会所江飛脚差立候旨ニ付右三人死骸見請候処、当村和助ニ相違無之ニ付右村役人ニ様子相尋候処、十月廿六日八ツ頃武州秩父郡古大瀧村新左衛門与申者ヲ相届ケ候付直ニ見届ケニ罷越御支配江申達候得共、御代官所迄為詰余程有之候ニ付往反日数茂相懸り今数日御見分相成候以、此上当人在所分り次第国元追役人立向候旨ニ付、表向ニ相成候而者手数茂相懸り難渋至極仕候儀、作古者倅梅右衛門者甥吉藏儀者組合之者ニ付、後日差つかひ無御座旨一札差入可申候付内濟仕度旨相談候処、死骸ニ疵等有之候訳何等申越無之如何之事ニ茂有之上、当村之儀者専他所稼仕候村柄ニ御座候付右之躰之儀内濟取計候而者、以来差当候茂罷成候儀ニ御座候ニ付御願申上、早速役人共立向始末相糺可然儀ニ者御座候得共一向手掛り茂無此様子、御国御威光ニ茂差觸之儀ニ御座候ニ付、内濟之仕向者難相成奉存候得共前願奉申上候通成次第模様御座候ニ付、何卒内濟取計申度奉存候、安政二卯年十一月 王瀧村庄屋彦八¹³と、もどかしさを抱きながら、出持地への遠慮から内済で穩便に収めざるを得なかつたのだろう。

結局幕末木曾山在方の状態はどのように考えたらいだろうか。様々な

近世後期木曾山持の村における構造変化

側面をみてきたが、次に示した將軍家定公御簾中寿明姫秀子様御下向に際し、出持のため助郷人足が不足する王瀧村の庄屋が近隣村から人足雇備の許可を求めた願書によると、大通行時の出持者一時召還は困難で、その理由と対策について「今般 寿明君御方様御下向ニ付他所稼ニ罷出居候者共忝人茂不残呼戻し直人足御割付被仰付候節、御差支不相成様可仕旨度々宜敷被仰付奉畏、村中被申付夫々呼戻方飛脚為差立候処、何国江罷有候哉難分者共多迷惑之旨申達ニ付村役人共打寄申合仕候処、当村之儀者元来田畑少なく御百姓而已ニ而者家内営育難成、専他所稼を以御役等相勤家族営育仕候儀ニ而、早春村方出立之砌或者上州何山江相越候旨申達罷出候而茂其所仕事都合ニ野州奥州迄相赴、是ニ半年彼ニ半年与相勤稼先茂半作与不仕事ニ付、又々飛脚差立相尋候而者日数多往反之雜用多分ニ相成、其上稼不仕候而者今年差当り御役等茂難勤必至難渋仕候儀者眼前之事、且者右杣共相抱置候本メ手前ニ而茂夫々之統を以取掛り候事ニ付、一統呼戻し相成候而者積違ニ相成翌年々材木伐出方茂不行届儀茂可有ニ而、左候得者村方杣共儀茂当年限り之事ニ茂無御座以来稼之手統を失ひ可申哉、若左様之事ニ相成候而者忽貧窮相増亡村可相成哉与歎ケ敷村役人共一統申合仕候得共、御太切之御通與御差支相成候而者不容易御儀如何可仕哉与、一度不仕組改共おるて者猶又飛脚差立候方勤弁申出候共御通與御日間茂無御座ニ付速茂御間合不申、返而御差支ニ茂相成可申儀与存候付濃州加子母村之儀者、国違ニ者御座候得共御領分村々隣村之事故省々懇意有之、右村之儀者大村之事ニ付手明人足等茂可有之与存、右村庄屋安江新右衛門伊藤正作江相頼候処、人足貸渡可申旨ニ付呼戻し方手違相成候段者重々奉恐入候得共当節ニ至り致方茂無御座ニ付、前以御間合兼候儀等を以彦八一存を以居而他所出之者共呼戻し之飛脚差立不申、加子母村人足借り入候而御指図通相勤可申心組ニ罷有候処、

右村おるて茂御割付人足多被仰付候ニ付其余貸渡候儀不行届、中津川宿の野尻宿迄御荷物指送り手明次第貸渡可申旨此節申来り誠以迷惑仕候得共、木曾地ニ而雇人候儀者猶更不行届事ニ御座候間御融通方第一之御賢察を以、加子母村人足手明之上村方江借り入候儀御許容被下置候様備奉願上候 嘉永二酉年九月十六日 王瀧村庄屋 彦八」と述べている。この状況の内容とその対応の方向は、しだいに拡大し常態化して行ったものと推定される。

かくみるとこの頃の出持は単なる臨時の労働形態と解すよりも、尽山化した山林資源や手前仕出の財力を失った庄屋等従来の在村指導層の状態の中で、優れた山仕事の技倆を有効に活用する場所を求めればそれは村外に向うことになる。一方村外でも王瀧村の柚・日用の需要は小さくない。かくて両者の利益の結びつきを王瀧村側からみたのが出持であり、各地に侵透定着していった。この状況下では出持か否かに拘わらず期間中に山仕事の現場を離れることは彼我ともに損失であり、往還助郷夫役後に戻っても復帰するまでの空白は想像以上に大きい。またこれが度々くり返された場合損失は加速的に膨張する。

一方幕藩体制当時の交通体系下では中山道の往還維持は至上命題である。助郷人足不足分を隣接する濃州裏木曾加子母村から雇傭することを希望した王瀧村庄屋彦八の上申は、往還人足出役が王瀧村にとって如何に大切なものかを十分知り抜いた上での新たな選択であり、助郷夫役の分散(負担の分担)は、一般論的に現実的で可能性の高い賢明な選択であった。出持への進出と夫役人足不足の他村依存は、いかなる形であれ山仕事の技術と組織を近代へ引き継ぐ条件形成になった点に注目してもよいだろう。

四 木曾山持の村と中山道往還夫役

木曾谷を南北に縦貫する中山道の助郷村は、当初宿々に隣接する村々に割付けられ谷中全村が充てられたものではなかった。寛政以前の王瀧村には助郷役がなく、かつて御用通行の節宿において人馬継立の請負に係わろうとして助郷の村々から異議が申立てられ、「御用御通之節助郷人馬先年(寛政四)罷出相勤候処、去ル子年助郷村々々違乱之儀申出御上江時々奉懸御苦勞、御蔭を以去ル辰年御裁許之上助郷人馬無差止罷出相勤申候、然処御用御通之節者助郷村々之者罷出候節人馬請負候義并老兩人ニ而茂雇われ申間敷旨精々堅被為仰付候処、今般別而急度被為仰付奉畏候右被為仰付之趣村中一統承知仕堅相守可申候、此以後助郷之者罷出候節人馬請負候義者勿論病氣等旁ニ而難決仕候趣申立、余計又者立場等ニ而過分之賃錢等出無拠頼等有之候而茂堅雇われ申間敷候、万一心得違ニ而助郷人馬請負候者御座候ハ、急度御咎可被仰付旨奉畏候 享和元酉年九月 王瀧村庄屋彦八 組頭惣左衛門」と以後御用通行時請負への関与を差止められ、村側も村民に自粛を呼びかけたこともあった。

しかし時移り幕末になると往還通行量の増加によって、末川・西野・黒沢・王瀧四カ村へも助郷夫役が割付けられた。しかし日光例幣使御通行夫役について当初四カ村は、「今般 日光例幣使様御下向ニ付私共村々江人足御割付被仰付御座候付申触之処、是迄右御通行之節人足相勤候儀無御座ニ付御断申上可候様小前も申出候付、当地趣等取調見候処住古々相勤候儀無御座、尤如何之訳ニ而相勤不申哉之證難相分り候、附而者初而御下向之節火急御触等ニ而遠村間合不申御除き相成右仕来りニ罷成候儀茂可有之、重

き御用御通行御指支等ニ相成候而者不容易候儀ニ御座候間早速奉畏不出相勤候様申聞候処、往古御通行之節火急御触等ニ而間合不申宿並近村計ニ而相勤候趣之儀茂御座候得共、伊奈郡助郷村々間候道除無御座被度助郷一日罷出、私共村々相勤メ不申候儀者何故之訳合可有御座近年御用御通行多難渋仕候、折柄米穀高値ニ罷成必至難渋仕比上先規相勤メ不申御通行等迄御割付被仰付候而者一層立行難成御座候而、是恐々御断奉願上候へ様申出ニ付村役人共申合仕候処、一旦申立候通り難渋筋相違無御座且是迄右御通行之節御指支相成候儀茂承り不申候間、何卒格別之御憐愍を以先規之通り被仰付、私共村々御割付人足御許被為仰付被下置候様只管奉願上候 万延元申年四月 末川村 西野村 黒沢村 王瀧村 庄屋 組頭¹⁶と、先例がないこと、宿々から遠方に位置し火急の御用に間に合わないこと、経済的負担が大き過ぎること、今迄四方村が助郷でなくとも支障があつたとは聞いていないこと等を理由に夫役を辞退した。

だが再度の助郷割付要請に対しては、出持が定着した王瀧村の現状を説明し、同時に村在住者だけでは割付人数を充足することが不可能なことに ついても、「今般日光 御法会梶井宮様御通行ニ付須原宮越兩宿江御割付人足被仰付奉畏候、附而者兼而先達而他所稼ニ罷出候者共者三月廿日迄ニ帰村為致置、御割付人足被仰付候節差支無之様可仕候間被仰付是又奉畏候、佐候処当年稼ニ罷在候者ハ被仰付候様申度夫々帰村為致候得共、此年以前罷出越年之者共有之候ニ付、右之者共儀者、稼之出先聞糺し上夫々飛脚差置申候得共、村方出立之砌或者上州江罷出候而茂其所仕事之都合ニより駿州甲州辺迄茂罷越候者茂有之、追々飛脚差置申候得共多人数之儀ニ候得者居場所難分り者共、凡九拾人程茂有之甚々当惑至極仕候、附而者誠以奉恐入候御願ニ者御座候得共、今般御割付人足須原出百七拾三人宮越出八拾式人

近世後期木曾山持の村における構造変化

之内、村方ニ居合セ候者罷調仕候処百四拾六人ニ御座候間、其余不足之分須原宿出し内式拾七人宮越宿出八拾式人、買入方御免被仰付被下置候様奉願上候、尤買入人足世話方之儀者福鳴宿和七藤七与申者兩人江相頼世話為致、御礼置之儀者私共立合御御差支不相成様取計可仕候 元治二五年三月王瀧村庄屋 松原彦右衛門 組頭 徳左衛門¹⁷と説いたのだった。しかし人足不足分は近隣村からの雇傭を条件に助郷夫役を請入れることになり、結局柚・日日出持の定着は、同時に助郷夫役の定着をとまうことにもなつた(表3)。

表4は元治二年度の三月より四月に至る、日光御法会に赴く例幣使梶井宮御下向時の王瀧村割付人足数である。この時他村雇入人足が何程だったかは不詳だが、次の事例を参照されたい。

次は嘉永七年二月より三月に至る尾張大納言徳川慶勝様御下向の節、王瀧村の人足揃の計画と人足数である。

乍恐奉願上候御事¹⁸

今般

殿様御下向被為遊候旨被仰出奉畏候、附而者先年与御下向之節御割付人足須原宿江被仰付右宿与宮越宿迄御荷物持送り来ル処、当村之儀者田畑少なく等他所稼を以家族養育仕候儀ニ御座候付、毎年正月之内他国江罷出或者他国ニ越年仕候者茂有之、御通行御割付相成候節呼寄方飛脚差立候而茂遠国江罷出居り儀ニ御座候得者御間合不申者多御座候付、御割付人足多人数之節者無摺美濃筋与正人足雇入相勤来候儀ニ付、今般之儀茂百七八拾人程雇入仕候(以下略)

嘉永七寅年一月

王瀧村庄屋 松原彦八

表3 嘉永2年度 御通行ニ付王瀧村5宿々江出人足数

年 度	人足数	御荷物持届内容	御用向依頼主
嘉永2(1849)年	人		
	34	福嶋宿出野尻宿迄	長崎奉行様御通行之節
	77	須原宿出宮越宿迄	加州様御通行之節
	60	福嶋宿出野尻宿迄	加州様御通行之節
	74	宮越宿出本山宿迄	尾州様御家中様御通行之節
	49	福嶋宿出野尻宿迄	大坂御目的様御通行之節
	23	福嶋宿出野尻宿迄	寿明姫君様御宿割衆御通行之節
	194	福嶋宿出野尻宿迄	寿明姫君様御迎衆御通行之節
	220	野尻宿出福嶋宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	80	福嶋宿出上松宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	113	上松宿出福嶋宿迄	同断之節
	113	福嶋宿出宮越宿迄	同断之節
	56	福嶋宿出藪原宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	53	福嶋宿出賛川宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	10	福嶋宿出藪原宿迄	同断之節
	225	福嶋宿出上松宿迄	寿明姫君様御通輿之節尾州方帰郷之節
	100	福嶋宿出上松宿迄	同断之節
	50	福嶋宿出上松宿迄	同断之節

出所史料 「嘉永七年 御領主尾張大納言様御通りニ付願書扣」(徳川林政史研究所蔵)

表4 元治2年度 日光例幣使御通行ニ付王瀧村5宿々江出人足数

年 月 日 (自~至)	出人足	日数	日延人足	御荷物持届内容
元治2(1865)年	人	日	人	
3.23~3.25	198	3	594	須原宿より福嶋宿泊りを経て宮越宿迄御荷物持届
3.24~3.26	95	3	285	宮越宿より奈良井宿泊りを経て本山宿迄御荷物持届
4.2~4.7	106	6	636	上松宿より宮越宿迄計4回御荷物持届
4.6~4.8	106	3	318	須原宿より福嶋宿泊りを経て宮越宿迄御荷物持届
4.2~4.7	156	6	936	宮越宿より奈良井宿迄計4回御荷物持届
4.6~4.8	40	3	120	宮越宿より奈良井宿迄御荷物持届
4.6~4.9	116	4	464	宮越宿より奈良井宿泊りを経て本山宿迄御荷物持届

出所史料 「元治二年 日光例幣使御通行諸記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

御奉行所

乍恐奉願上候口上之御事⁽¹⁹⁾

一人足七拾六人 三月二日而已須原宿出

右是者上松宿衆方吉助江相渡申候

一同 三百拾人 三月四日而已須原宿出

内

百四拾人 村方出人足

百五拾人

右是者上松宿衆方吉助江相渡申候

式拾人

右是者(上松)橋場向町多十江相渡申候

一人足五拾人 三月四日而已宮越宿出

右是者美濃坂下ニ而雇入仕候

右者今般

殿様御下向ニ付人足御割付被仰付御座候、村内住人ニ而難勤無扨右之通り取計申候、尤御大切之御旅行ニ付本谷内以外等者一切相雇不申候、美濃筋を正人足雇入聊度御差支不相成候様精々申渡、御径方案内迄探し今年者私共御立合者人茂無相違人数為相揃不調法等無御座候様精々可仕候間、格別之御憐愍を以右之通り御許容ニ被成下置候様奉願上候

嘉永七寅年三月

王瀧村庄屋 松原彦八

御奉行所

組頭 利兵衛

この例によると人足供給地としては村方出、宿衆方の他に、「美濃筋」とか「美濃坂下ニ而雇人」というのがある。王瀧村の場合尾張藩領の濃州裏木曾が重要になっていた。

そして幕末最大の御用通行は、公武合体政策よる和宮様御下向の御通輿である。王瀧村に関しては表5のように、上松宿と福嶋宿を真ん中に挟み南の三留野宿から北の宮越宿間の御荷物持届を中心に、人馬小屋仮建普請、薪木材伐運搬、本陣並びに下宿手伝等、木曾谷御通輿の一〇月二七日から一月五日界限に御用を勤めた。この間の出役延日数は一〇、一二八日、山仕事出持が恒常化したこの時期の王瀧村在村男性労働人口は、表2中文久元年秋欄では二七四人なので、一人当たり平均出役日数は三七日となり、桁外れの大通行だった。

なおこの時の興味ある記録として、人足が草鞋・松明・藤蓐・藁縄の製造にも動員され、また不足した旅籠屋の補いに建てた仮宿舎に谷中のあちこちから夜具・食器等を借り上げて運ぶ人足も必要だった。次の二点の史料は王瀧村に関する記録である。

覚²⁰⁾

- 一草鞋 式百四拾足 福嶋宿江出し申候
- 此人夫四拾八人 但老人ニ付五足ツ、
- 一松明 四千九百五拾明 上松宿江出し申候
- 此人夫式百四拾七人半 但老人ニ付式拾明ツ、
- 一小藤 拾七背負 上松宿江出し申候
- 此人夫三拾四人 但老背負式人ツ、

近世後期木曾山持の村における構造変化

一藁縄 百六拾七把

此人夫五拾六人

人夫ニ三百八拾五人半

右者

和宮様御下向ニ付草鞋松明小藤藁縄御割付被仰付差出申候処相違無御座候付、御憐愍を以御手当被下置候様奉願上候

文久元酉年十二月

王瀧村庄屋 彦右衛門

組頭 惣左衛門

御奉行所

覚²¹⁾

- 一夜掛 四拾三枚 此人夫八拾九人
- 一蒲団 百九拾三枚 此人夫百九拾五人
- 一膳 三百七拾人前 此人夫七拾五人
- 一椀 三百六拾人前 此人夫七拾六人
- 一皿 三百拾人前 此人夫七拾八人
- 一猪口 百五拾人前 此人夫拾八人
- 一屏風 三双 此人夫拾四人
- 一三宝 式
- 一燭台 四 此人夫四人
- 一火鉢 拾三 拾三人
- 一行燈 拾八張 拾式人
- 一枕 百八拾 拾三人

五一

表5 和宮様御下向之節 王瀧村江割付手伝人足数

年月日 (自~至)	出人足	日延人足 (人数×日数)	御荷物持届内容	御用向依頼主
文久元年	人	人		
8. 1~ 8. 3	3	9	賛川宿へ罷出福嶋宿=荷物持送	高家衆大沢右京大夫様御登り
8. 2~ 8. 4	19	57	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	同上
8. 8~ 8.10	22	66	須原宿へ罷出上松宿の野尻宿=荷物持送	和宮様御下向御用目付松平備後守様御下向
8.23~ 8.26	43	172	須原宿へ罷出上松宿を經宮越宿=荷物持送	勘定奉行小笠原長門守様御下向
9. 2~ 9. 4	70	210	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	長州御役々様御下向
9. 2~ 9. 5	27	108	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	和宮様御迎御先達様御登り
9. 8~ 9.11	46	167	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	和宮様御下向御用尾州御役向様御登り
9. 8~ 9.12	62	310	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	和宮様御迎奉行酒井隠岐守様御登り
9. 9~ 9.12	29	116	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	御下向御付係神保伯耆守様御登り
9. 9~ 9.12	26	104	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	酒井隠岐守様神保伯耆守様御登り
9. 9~ 9.13	16	80	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	酒井様并御下向御付尾州御役向様御登り
9.26~ 9.29	40	160	上松宿へ罷出仮建木材運搬	御下向ニ付御仮建并人馬小屋普請被仰付
9.27~10. 3	22	154	三留野宿へ罷出仮建木材運搬	同上
10. 1~10. 3	262	786	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	御下向御迎え御徒初メ御役衆御登り
10. 2~10. 4	59	177	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	若年寄加納遠江守様御登り
10. 2~10. 4	77	231	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	御目付小倉但馬守様初メ御役衆御登り
10. 3~10. 6	119	475	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	御目付小出中務様和田佐右衛門様御登り
10. 4~10. 7	85	340	福嶋宿へ罷出野尻宿=荷物持送	御留守居跡部伊賀様初メ御登り
10. 4~10. 9	12	84	三留野宿へ罷出木材運搬	御仮建并人馬小屋普請被仰付
10. 6~10.12	75	525	三留野宿へ罷出木材運搬	同上
10. 9~10.15	75	525	三留野宿へ罷出木材運搬并道普請	同上
10.12~10.18	72	504	三留野宿へ罷出仮建并人馬小屋普請薪伐	同上
10.15~10.20	87	522	三留野宿へ罷出仮建人馬小屋普請薪運搬	同上
10.15~10.20	58	406	奈川村へ罷出薪伐并運搬	
10.17~10.28	10	120	上松宿へ罷出御仮建木材運搬	御仮建并人馬小屋普請被仰付
10.18~10.24	6	42	上松宿へ罷出御仮建木材運搬	同上
10.24~10.28	5	25	上松宿へ罷出御仮建木材運搬	同上
10.27~10.28	158	316	須原宿へ罷出上松宿=荷物持送	和宮様御通與ニ付御役々様御通り
10.28~11. 2	52	260	三留野宿へ罷出本陣初メ御下宿エ割在手伝相勤	和宮様御通與被為遊候
10.28	79	79	上松宿へ罷出手伝相勤	同上
10.27~11. 1	52	260	三留野宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	同上
10.29~11. 1	174	522	上松宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	和宮様御通與被為遊候
10.29~11. 1	130	390	女手伝人上松宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	同上
11. 2~11. 4	115	345	上松宿罷出御手伝相勤	同上
11. 2~11. 4	130	390	女手伝人上松宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	同上
11. 3~11. 4	70	140	上松宿へ罷出藪原宿=御荷物持送	和宮様御下向
11. 3~11. 4	50	100	上松宿へ罷出御荷物藪原宿の本山宿=持送	同上
11. 3~11. 4	52	104	三留野宿へ罷出御荷物上松宿=持送	同上
11. 3~11. 5	239	717	上松宿へ罷出御用宿手伝并前後之宿=御荷物持送	同上
11. 6~11. 7	15	30	宮越宿へ罷出福嶋宿=荷物持送	和宮様御下向御用尾州御役向様御通行

近世後期木曾山持の村における構造変化

出所史料 「文久元酉年 和宮様御下向諸記録 卷」(徳川林政史研究所蔵)
「文久元酉年 松原氏雜録 十五」(同)

一鍋 三拾三枚 三拾五人

一鍔釜 七 拾六人

一鉄瓶 七 七人

一風呂桶 九本 三拾八人

一洗足盥 壺 壺

一手水盥 壺 貳人

人夫六百拾五人

右者今般

和宮様御下向被為遊候ニ付、上松宿より諸品往反持運行人夫前書之通相違

無御座候間、御憐愍を以御手当被下置候様奉願上候以上

文久元酉年十一月

王瀧村庄屋代 彦太郎

組頭 惣左衛門

さらにこの時出役したのは人足だけではなく、本陣・下宿等宿場宿舎の手伝として女性も徴用された。王瀧村からは上松宿の本陣・旅籠・寺院等の宿舎三四方所で、六二人の女性が働いた。

上松宿江女人足改帳⁽²²⁾

吉田屋吉蔵 三沢 つる 下条 よし 野口 るい

葛屋 三沢 きく 三沢 けさ

萬屋松之助 三沢 つな 二子持

若松為八 三沢 そよ 下条 さの

吉左衛門 下条 なみ 野口 きの

権左衛門 野口 その 野口 むつ

舛屋藤左衛門 三沢 きみ 下条 りつ

近世後期木曾山持の村における構造変化

中嶋屋 二子持

中村屋 りん 淀地 この

塚本 三沢 かね 三沢 はつ

うめや 崩越 とよ 崩越 とよ 崩越 みよ

みそや 崩越 むつ 下条 とよ

吉助 下条 わき 上条 ぬい

かしや 下条 りつ 上条 そよ

兼屋寿兵衛 二子持 きよ 崩越 なべ 淀地 そで

白木屋半次 崩越 いち 上条 すら

かちや 上条 さよ 上条 すら

田口屋 上条 やつ 崩越 まつ

玉屋 崩越 その 上条 さの

こく屋 上条 しの 二子持 さわ

十七屋 下条 きく 野口 つる

米屋与吉 野口 ふじ 野口 つる

松嶋屋 野口 むる 野口 つる

越前屋 崩越 みよ 野口 つる

笹屋 野口 つや 上条 上条

池田屋 上条 りつ 上条 上条

久八 二子持 はる 上条 上条

坂下 二子持 とく 上条 上条

みの屋 上条 きく

半次 上条

酒井屋 上条

表6 和宮様御下向之節 王瀧村に出入足江給米量

年 月 日 (自~至)	人足数 ^{a)}	延食回数 ^{b)} (人数×食回数)	支 給 量					
			米 ^{c)}		味噌 ^{d)}	1食当たり (d/b)		
			石	斗 升 合			合	貫 匁
文久元年	人	回						
10.27夕~10.28昼	77	231	6.	9. 3	3	1. 694	7.3	
10.28夕~10.29朝	202	404	1.	2. 1. 2	3	2. 108	5.2	
10.29昼	172	172	5.	1. 6	3	1. 204	7	
10.29夕~11. 1昼	171	513	1.	5. 3. 9	3	3. 762	7.3	
11. 1夕~11. 2朝	171	342	1.	0. 2. 6	3	2. 394	7	
11. 2昼	157	157	4.	7. 1	3	1 990	12.7	
11. 2夕~11. 3昼	157	471	1.	4. 1. 3	3	3. 454	7.3	
11. 3夕~11. 4昼	87	261	7.	8. 3	3	1. 914	7.3	
10.27夕~11. 5昼	5	105	3.	1. 5	3	770	7.3	

出所史料 「文久元酉年 和宮様御下向諸記録 式」(徳川林政史研究所蔵)

一方人足の手当は、表6によると一日当たり米一升(一食三合)味噌二二匁(一食七合余り)、旅籠の木銭は一泊七五文で御用として奉仕の措置も若干働いてるのだろうか。

覚²³⁾

一米 七石九斗六升八合

内

老石三斗五升

式石老斗六升

四石四斗六升

一味噌 拾八貫三百九拾九目

内

七貫目

拾老貫三百九拾九目

右之通上松宿に手伝人足御割付被仰罷出相勤節、米味噌如斯御座候以上

文久元酉年十一月

御奉行所

王瀧村 役人 連印

(題 欠²⁴⁾)

(文久元年)

十月廿七日

一 三拾三人泊

人足

此米三斗三升

代五貫五百文

木錢 〆貳貫四百七拾五文

但〆人ニ付七拾五文ツ、

右ハ(以下空白)

人足夫役の賃銭についての記録は少いが、御用には賦役の慣習もあったであろうことは、先の和宮様御下向御通行時の夫役手当てを当時の届書がいずれも「御憐愍を以御手当被下置候様奉願上候」と訴えているのは、決して形式上の文言ではなかっただろう。次の史料では「〆人ニ付〆分〆朱」とあるが何日分の賃銭かは不詳である。御通行とは関係ないが別の史料で尾州御番所では「人足一日米一升御手当積に御座候」とある。では米一升は如何程の価格かとなるが、天明飢饉で米価が高騰する前の安永年間の米一升は五四〇文で、〆分〆朱は三升五合分の価格になる。和宮様御下向時の文久年間の米一升は一、七〇〇文なので、この時の〆分〆朱は米一升一合の価格に当たり、略「一日米一升」に相当すると考えてよからう。

歩銭人別覚⁽²⁵⁾

- 一七 人 (王瀧村枝村)下 条
- 一拾三人半 上 条
- 一式拾七人 三 沢
- 一五 人 野 口
- 一式拾人 崩 越

近世後期木曾山持の村における構造変化

一七 人

淀 地

一四 人

二子持

一五 人

瀧 越

〆八拾八人半

此歩銭貳拾七両貳分式朱ト貳百文

但〆人ニ付〆分〆朱ツ、

かくて山持の村々は往還助郷としての御勤も担うことになったが、幕末御通行の増加や諸物価高騰による経済的困窮の結果、その後の助郷御勤の遂行はしだいに困難になった。そこで御用通行の出役継続について王瀧村は、「近年御用御通行多く御座候処、分ケ而 和宮様〆引続大御通行而巳ニ而御割付人足被仰付相勤申候処、其時々御米金御手当奉頂戴御拜借金等茂御願申上御蔭を以是追之儀者何様ニ茂御役相勤来り申候得共、最早度々之大御通行ニ而金銭遣ひ尽し無扱其時々借入金罷計、夫之支拂仕末申候得共是以度々之儀ニ付未夕返済方茂不行届有之候間最早此後借り入方茂難行届迷惑難洪仕罷在候処、猶又当時諸色格外高直ニ而御百姓共難洪至極仕候、附而者誠以奉恐入候御願ニ者御座候得共此後御用御通行御座候而御割付人足被仰付候ハ、其時之人足飯米之処恐乍御上様ニ而御賄ひ被下置、追而村方江御下ケ金之内ニ而御引去り被遊被下置候様奉願上候、右様被成下置候ニ付而者此後御割付人足被仰付候而茂必ス御役難相勤、勿論御大切之御用ニ付人足飯米之処御賄ひ被下置候へハ御役之儀ハ慎て相勤可申旨、右之通り小前〆願出申候間、何卒前願趣御推察被成下願之趣御許容被成下置候様偏ニ御歎願申上候 慶応元丑年六月 王瀧村庄屋 組頭⁽²⁶⁾と、人足飯米等経費を藩が公費で立替え下渡金支拂時に差引清算することを提案している。かつて御手山仕出請負時代から下渡金支拂が滞って地元林業の不振を招

いたが、再び交通事業を通じて山持の村は同じ構造上から生ずる負債の付けまわしを警戒した。かつて前者は住民を出持に押し出し、今また後者は出持への赴任を妨げている。だから王瀧村庄屋は助郷継統の前提として御用通行の場合、せめて前金拂いによる経費の保証をはかろうとしたのであった。これらの要請に藩が如何程対応したかは不詳だが、困窮時の藩からの救済対策は、この一部を代行したものとみることもできることを五章でもふれる。

本章最後に幕末激動の一件として、元治元年の征長(第一次)についてふれておこう。この時將軍と尾州公も出陣のため御登りとなり、領民もその費用の一部を身分に応じて献金した。困窮のため救米や拝借金を受ける領民の献金は不釣合ではあるが、それが領主と領民の関係なのであった。次に示すのはこの次第である。

長州御征伐御入費御領分中献納金⁽²⁷⁾

今般長州御征伐ニ付

前大納言様芸州追御出陣被遊候上

公方様御進発御泊城ニ茂可相成ニ付御入費御引請方、御領分中江被仰出

候付木曾地おゐて茂金子為差上候様旨之御事ニ而谷中之儀者左候西年

和宮様御下向以来連年打統諸御通行ニ而必至難淡品之御救筋等願出候折

柄、殊ニ当節以来浪徒締ニ付而者農兵等茂申付弥増難淡之儀見聞罷在候而

者、難中聞次第三者候得共委細者右御書面ニ有之候通方今之御時勢不尋常

御事件ニ而、御心痛被遊候段奉恐為不候而者実ニ恐入候儀ニ候間御趣意之

願潔相弁、夫々身分ニ応し及力丈以出精献納仕奉報御国恩候様小前一同

江厚申條、来正月十五日迄ニ銘々献納高委細書付ニ而取調可申達候事

元治元年十二月

献納金人別書上帳

一金壹両 庄屋 松原彦右衛門

一金貳分 組頭 惣左衛門

一金壹分三朱 組頭 助 (外七人略)

一金壹分三朱 組頭 助 作

一金壹分三朱 組頭 助 (外二人略)

一金壹分三朱 組頭 弥 七

一金壹分三朱 組頭 重 助

一金壹分 組頭 忠左衛門 (外五人略)

一金三朱 組頭 清 藏 (外十一人略)

一金貳朱 組頭 助 (外十四人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十八人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

一金壹朱 組頭 助 藏 (外三十一人略)

木曾三拾三ヶ村
王瀧村庄屋 彦右衛門

表7 天明年間 王瀧村夫食増手当

年 月 日 (自~至)	夫 食 作 食 救 米 増 夫 食						備 考
	給米	同 換 金 候 分			同 返 濟 分		
		石 斗 升 合	両 分 朱	匁 分 厘	両 分 朱	匁 分 厘	
天明 3		20					叔種拝借 作食拝借 御救米拝借 夫食頂戴 夫食頂戴 増夫食頂戴 夫食頂戴 夫食頂戴 夫食頂戴 尾州御番請所人足手当路用夫食 尾州御番請所人足手当夫食 尾州人足手当分之夫食返濟
同		60. 1.		7. 2.			
同	40	68		8. 6.			
天明 3.12. 1~ 4. 3. 19	39. 7. 3.	51		9. 2. 4			
同 12.20~ 3. 3. 19	13. 4. 5. 2	16. 3.		6. 9. 4			
同 12 ~ 4. 7.		119. 2.		13. 5. 6			
天明 4. 1.15~ 3. 3. 19	11. 8. 2. 6	8. 3.		8. 6. 7			
同 1.25~ 3. 3. 19	19. 9. 7. 4	27. 1.		6. 6. 9			
同 5.25~ 4. 7. 30	10. 4.	14		14. 7. 9			
天明6		21. 1.		4. 6.			
同	79. 6. 5.	79. 2.		9			
同 10.				8. 3.	10.		

出所史料 「天明六~七年 王瀧村夫食并増手当記録 式」(徳川林政史研究所蔵)

五 天明・天保飢饉と救済政策

近世後期は冷害による飢饉が度々発生し、天明と天保の飢饉は特に深刻であった。高冷地で田畑にも恵まれない木曾の村々は、それに直面した時自力では脱出することは困難で、外からの、特に上からの救済援助が必要であった。

天明飢饉時の王瀧村は、「一金二百五拾九両貳分九匁ト銀五厘 右者去ル卯年^(天明三)凶作ニ付御百姓共及渴命候処、夫食御手当御願申上頂戴仕并種物代御救米作食御拝借等兼而御願申上候処、御憐愍之御慈悲を以願之通被仰付被下置渴命相凌大勢之者共餓死人等茂無御座重々難有仕合奉存候、然処当年茂又々卯年同様之凶作ニ而難儀至極ニ奉存候処、今度被仰付被下置候者当年之義間も無御座卯年同様之凶作ニ者相違茂無之候得共、卯年之御振合ニ者御救等被下置間敷候得共、卯年之御救并御拝借金等目当仕大概何分通りニ而御手当被成下候ハ、渴命為相凌可申哉御尋被仰付候処、村役人共打寄候而考弁仕候処卯年者諸国一統之凶作ニ候得者口過キ等茂一切無之候得共、当年者伊奈郡松本辺者相心之世柄之様相聞候得者袖日用之持等茂可有之与奉存候躰ニ、御注文御本切御山等茂有之候而夫食御手当之義者八分通り頂戴仕、并御拝借金之義者卯辰兩年^(天明三四)之御振合ニ被為仰付被下置候ハ、如何様共相凌可申哉、尤夫食御手当之義式分通り引候而者行届中間敷候得共御百姓共、冥加之程茂奉恐入候得共、何卒出情仕御救等少ニ而茂慮頂戴為仕渴命相凌かせ申度奉存候得共、元来不調法成私共ニ御座候得者此上御憐愍之御慈悲幾重茂奉願上候 天明六年十月 王瀧村組頭共⁽²⁸⁾と厳しい中を、夫食御手当頂戴、種物代・御救米・作食御拝借、冥加金減免等の救済策によつ

表8 天明3年 王瀧村夫食御願人々別その他

枝村名	家族数				夫食内借金	施物													
	戸主	男	女	老人		小人	米				小糠	麦	稗		塩		味噌		
							升	斗	合	升			升	合	升	合			
上	人	人	人	人	人	兩	分	朱	俵	斗	升	合	升	升	升	升	合	升	合
条	門	6	1	2							1								
浅右衛門	門	7	1	1	1														
奈左衛門	郎	8	2	3							1								
久次	助	7	2	2	1														
太彦七	門	3	1	1															
伊右衛門	七	6	2	2															
惣兵衛	門	4	1	2															
伊兵衛	八	6	1	2															
市郎兵衛	助	3	1	2															
孫七郎	衛	5	2	1	1														
治右衛門	七	2	1	1															
彦左衛門	門	3	1	1															
孫助	市	4	1	1						2	3				1	5			2
作兵衛	藏	7	1	1	2								2	2					
彦兵衛	衛	3	1	2															
治兵衛	衛	5	1	1															
為右衛門	門	4	1	2															
与市	市	5	1	2	1														
吉助	助	5	2	1		1													
久兵衛	衛	6	1	1	1														
和長	八	5	1	1															
善弥	助	3	1	1															
弥右衛門	門	6	1	1	1														
弥左衛門	門	6	2	2											3				
新助	家	1		1		2	2			1									
喜八	家	5		4															
佐左衛門	家	1			1														
源七	家	1	1																
下条(諸村)																			
作右衛門	門	7	1	2	1				2					3		7			
茂助	助	7	3	3															
忠兵衛	衛	2	1	1															
弥右衛門	門	2	1	1															
孫吉	吉	6	1	3								5							
新六	六	6	1	1									2		4	3			1
仁右衛門	門	4	1	2															
孫左衛門	門	8	2	2											2				
源十	十	4	2	1															
彦藏	藏	4	2	1	1														
利八	八	8	2	2	1				1										
清八	八	4	1	1															
千太	太	1	1																
嘉兵衛	衛	4	1	1	1														
与七郎	作	3	2	1	2														
由藏	藏	2	1																1
金藏	藏	5	1	2	1														
伊助	助	8	2	2	2														
佐平	平	6	1	1															
嘉右衛門	門	7	3	2	1														
惣八	八	4	1	2					1										
善七	七	3	1	2															

近世後期木曾山持の村における構造変化

枝村名 戸主	家族数				夫食内借金 兩 分 朱	施物									
	男	女	老人	小人		米				麦	稗	塩		味噌	
						依	斗	升	合			升	升	升	合
与平新久金清長与長新久せ 右衛門四郎吉三平吉藏家 衛 郎 郎 郎 郎 郎 平 後 家 人	人7 2 5 5 3 3 2 7 3 3 4 2 1	人2 2 2 1 1 1 1 3 1 1 2	人3 2 2 1 1 1 1 2 1 1 2	人 1 1 1 2	兩 分 朱 2 3 2	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升	依 斗 升 合 升 升

出所史料 「天明三卯・四辰年 王瀧村夫食并増手当記録」(徳川林政史研究所蔵)
 「天明四辰年 王瀧村方夫食願人別扣」(同)
 「天明四辰年 王瀧村困窮之者共江施物書上帳 松原記録」(同)

て餓死者を出さずに対応せんとしている。
 それでは如何程の御救米金が下されたかは史料が少なく分らぬが、残る記録をまとめたのが表7である。天明三年(一七八三)暮から同四年早春まで王瀧村への夫食・作食・粃種・御救米等の救済総額は、米一三五石三斗八升二合、これを金に換えて三八五兩二分となる。この内一四八兩一分は拝借米で秋の收穫後天明ごろは一〇年の年賦で返済するきまりだったが、しだいに回収不能の状態が重なって事実上の廃止になっていく。
 一方夫食貸与は、表8の人別が示すように史料欠落のため空白が多いので、貸与基準からの推測を試みる。夫食貸付は一六〜五九歳男性が二合扶持(一日玄米二合)の他は全て一合扶持(一日玄米一合)である。貸付はまず三〇日分とし、その経過後認められれば再夫食・再々夫食と各三〇日分宛の追加貸与があった。返済は無利子で、貸与翌年から五カ年賦とし、凶作の時は五分以上の損耗状態ならば一年の延期を認めた。王瀧村の場合貸与申請者一六三人、一戸当たり平均家族数五人、これを二人扶持一人半と一人扶持三人半として一戸当たり六合半を、三〇日分と世帯数一六三戸の積である三一石七斗八升五合が一回分の夫食貸与総額に相当する。戸別夫食貸与額の記録を欠くが、一日の夫食扶持一戸当たり平均六合五勺の一カ月分である一斗九升五合の貸与が、現物貸与だったのか、天明四年の米価一升一〇〇文換算の金式分前後の拝借金だったのかは不明である。
 さらに史料は天明飢饉の雰囲気を、「浅草心月院御前家主与市、右の者儀山藪等ニ生候草蘇之苦味を抜粉ニ製し候方者食物并粉ニいたし、割麦之如製候方者米麦等交り夫食ニ相成、尤毒無之品之旨申立候間吟味之上在方助ニ茂可成^(天明七)品ニ付御廻状申入候、常年凶年ニ付村々作食拝借其外願事茂有之候而相調直来早春可申達候、尤追々申渡候通尾州御領分一統凶作御取稼領

表8 天明3年 王瀧村夫食御願人々別その他(続き)

枝村名	家族数				夫食内借金	施物															
	戸	主	男	女		老人	小人	米				小糠	麦	稗	塩		味噌				
								俵	斗	升	合				升	升	合	升	合		
嘉藤次	人	人	人	人	人	人	兩	分	朱	俵	斗	升	合	升	升	升	合	升	合	升	合
与清平	7	1	4	2	1	3				1											
右衛門	8	2	2	2	1	3															
右衛門	7	2	2	2		3															
右衛門	6	1	1	1	1	3															
右衛門	4	1	2			1															
右衛門	3	2	1																		
右衛門	5	2	3																		
右衛門	4	1	2			1															
右衛門	7	2	3			2															
次兵衛	3	2	1			1															
兵衛	5	1	3		1																
兵衛	6	2	2			2				2											
兵衛	4	2	2			2															
吉家	5	2	2			2															
吉家	7	1	2		1	3															
吉家	4	2	2			2															
吉家	1		1			1															
吉家	4	1	3			2															
吉家	2		2																		
二子持	4	1	2			1															
權兵衛	4	1	1		1	1															
藏兵衛	6	2	4																		
右衛門	3	2	1																		
右衛門	6	3	2			1															
右衛門	5	2	3			2															
右衛門	5	1	2			2															
右衛門	4	2	2																		
右衛門	4	1	2		1																
右衛門	4	1	2		1																
地八	5	3	1			1															
伊八	6	1	2			3															1
助三	9	3	3			3															
右衛門	4	2	2																		
右衛門	7	3	4																		
右衛門	4	2	2																		
平助	11	3	5			3															
平七	5	2	1			2															
吉三	5	2	3																		
吉三	3	2	1																		
清兵衛	4	2	2																		
治郎	10	3	2			5															
三郎	4		3			1															
市右衛門	2		2																		
瀧越	5	2	1			2															
小与庄	7	2	4			1															1
小与庄	4	1	2			1															
右衛門	8	1	2		1	4					6										5
小平	4	1	1			2															

近世後期木曾山持の村における構造変化

外相減、其上川々御普請并建中寺御再建其外大造之御作事等ニ而大金御入用御差湊、別而市谷御殿焼失旁御勝手御縁合悉以御難渋至極之年柄ニ付、余計之御救者難被下置候間此段末々之者迄茂篤と承知仕、いつれ共出精取続飢死不相請候様ニ与而被仰出候事ニ候間、無扱筋合ニ而作食夫食等相願候共追々申候通冥加之程茂、今勘考御入用少ニ而御救筋行届候様相調願可申達候(天明) 午年十二月廿四日 川崎八郎右衛門 沢田与惣左衛門 黒川村末川村 西野村 黒沢村 三尾村 岩郷村 王瀧村 七ヶ村宛(29)と伝えてゐる。

草蘇とはこみのことかと思われるが、この救荒植物の加工製品化に際し江戸浅草門前の商人与市なる者に委ねている点が注目される。川崎と沢田は奉行所関係者かと推定されるが、尾張藩も当節は川普請や建中寺・市ヶ谷御殿再建の出費が重なるとしながらも、「作食夫食御救筋行届候様願可」と助言をしている。

その後五〇年ばかりを経て、天明飢饉と並び称される天保飢饉が到来する。その模様について若干の史料を年代順にみていくことよって要点を拾つてみよう。

まず天保四年の史料は「当年之儀誠ニ夏已来永湿ニ而山中一向暑氣無御座始終不順之氣候ニ御座候付、諸作大後レニ相成居候処急ニ冷氣罷成御岳麓之村々者八月九日大霜ニ而田畑共ニ立枯ニ相成無躰至極之世柄ニ御座候、松本諏訪高遠所々之御領分同断之事ニ而誠之凶事ニ成切、本日入米等少し茂無御座、六月末も莫大之奉懸御苦勞、御他領御懸合等夫々被成下其上多分之御拝借米等被仰付被下置、右之御蔭を以大勢之人数今日迄如何様共露命を相繫、御厚恩之程筆紙ニ難申上ニ付難有仕合奉存候、其上ニ茂田畑御見分御畝引極難之者共江夫食御救等迄奉願上候段、冥加之程奉恐入勿躰至極

茂無御座候得共、斯様之大凶年ニ至候而者天災中々自力ニ而難相凌儀ニ罷成、御時節柄恐入候儀ニ者奉存候得共、御慈悲之程奉願上候外仕方無御座」
「最早茹取以上之儀致方茂無之、付而者御上納相勤り兼候者共多分夏ニ者相歎出申候、且又夫食之儀追々願筋、一統ニ御座候得共御時節之儀嚴敷申聞吟味仕、如何様共如可ニ而茂御座候者ハ差押、極々難渋之者申而凌難出来者共計り奉願上候ニ付、相除候者共家財等少シニ而茂持居候分者相拂、専蔵之根を掘松之皮を剥其外草木之根葉扶食可相成品者取稼、今日を相凌候得共来年中之暮方如何いたし可取続哉与心痛仕内ニ茂、当冬之御上納相勤り兼候者共多有而途方ニ暮罷在候、右躰之者每宿村人数多分御座候而難渋至極ニ御座候得共、手ニ難及儀ニ御座候付実ニ重々奉恐入候御願ニ者御座候得共、右様之者共為御救格別之御憐愍を以、壹ヶ宿江御金百両ツ、拾壹ヶ宿都合千百両、壹ヶ村江御金八拾両宛拾七ヶ村江都合千三百六十両、宿村合御金式千四百六拾兩無利御拝借候、御返上之儀者来午年拾ヶ年賦ニ被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、前願之通種々之御願筋御時節柄重々奉恐入候得共、御慈悲之程不奉願上候而者不難ニ御上納往還御役等相勤露命を繫如何様共来秋迄凌通し候儀、出来仕間敷様之芽茂相見心痛至極仕候間、不得止事右之通御慈悲之程奉願上候 天保四巳年十月 十一ヶ宿十七ヶ村 役人連印(30)とあり、露命を繫ぎ、往還御役勤めを続けるには夫食御救や御救拝借金之救済が必要とし、具体的に、宿には一〇〇両宛村には八〇両宛の無利子一〇年賦返済を希望したが、実施はそれを下まわったようである(表9)。

次に同年一二月の史料では、「当村御百姓共儀去辰年と不作ニ而引続(天明)当年者凶作ニ付困窮仕、元来山持を以渡世送り候者多御座候処、山持麁無是悲村方ニ罷在蔵之根を掘り漸今日を相凌申候得共雪深く候得者掘れ不申、

表9 天保年間 王瀧村夫食拝借金

年月日	救済貸付金				夫食作食																
	内返済分				米		同換金分		稗・皮麦		同換金分										
	両	分	朱	文	石	斗	升	合	両	分	朱	文	石	斗	升	合	両	分	朱	文	
天保 4.	53.	2.			35.	1.	2														390
5.12.27	55																				
12.29																					
6.	29.	0.	2																		
7.	35.	3.	2																		
8. 4.	5.	2.	3																		
5. 9	11.	0.	3	2,529	3.	1.															
5.24	8.	1		278																	
12. 9	4.	1.	2		3																

出所史料 「天保七・八年 王瀧村困窮之者御手当筋覚帳 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

「天保八年 王瀧村夫食御願書 松原記録」(同)

「天保八年 王瀧村御救拝借其他留帳 松原記録」(同)

近世後期木曾山持の村における構造変化

僅貯等者少しも出来不仕及渴命ニ候者家数百貳拾軒人数四百八拾九人、恐入至極之御願ニ者御座候得共、格別之御憐愍御慈悲を以、夫食御手当被下置候様偏ニ奉願上候 天保四巳年(一八三三)十一月 王瀧村庄屋彦八 組頭仁左衛門⁽²¹⁾と王瀧村夫食御手当希望者は一二〇戸四八九人であつた。因に天保八年の同村は戸数二五四戸^(天保八)だつた。

さらに天保七年の史料は、「一來ル西年諸作仕附之節御百姓共給物一向無御座難波仕候間、例年之通りも倍増御作食御拝借被仰付被下置候様奉願上候 一村々御案内被下置候通諸作実法^(みのり)不申皆無同様之姿ニ御座候間、来西年諸作種物一向手当無之者共多御座候間、依之自村役人共種物買調方いろいろ工夫仕候得共、金子才覚一向出来不仕候間御時節柄恐多御儀ニ者御座候得共、何卒此節種物代とし而御金貳百六拾兩御拝借被仰付被下置候様奉願上候、御憐愍を以早速御貸付被仰付被下置候得者此節種物調置度奉存候、来春ニ至り候得者銘々給仕舞種物一向無之候間、其節ニ差当諸作仕附之方便無御座必至難波仕候節付不致候而者、給金西年費懸仕候共米穀取揚無之候得者自然与餓死仕候間、厚御仁惠趣以此節御拝借被仰付被下置候様只管奉願上候 天保七申年十月 拾三ヶ村⁽²²⁾と、種物代拝借金として二六〇兩の木曾一三ヶ村による願上で、一村平均二〇兩の拝借となる。

また天保八年の史料は、「一追々奉御愁願候上郷中郷拾三ヶ村之儀者、被為御知合被下置候通り下地困窮之村方ニ御座候所、追々凶作打続去^(天保四)巳年^(天保四)御救御拝借被仰付難有仕合ニ而、是迄如何様ニ茂夫々窮命相繫罷為候得共、又以当年大凶作ニ付必至難波苦追申候間、奉不顧恐多を茂、奉出願候間何卒御憐愍之御慈悲を以左之通御手厚御賢慮被成下置候様奉願上候一去巳年^(天保四)追々奉拝借候得共当年御返上之手段一切出来不仕候間、乍恐御貸居ニ罷成下置候様奉願上候 天保八酉年二月 藪原在郷^(天保八)岩鄉村追拾三

枝村名	戸主	困窮区分	家族数				夫食内借金				施物									
			男	女	老人	小人	金	銀	米	粟	稗	交	味噌	升合						
														升	合					
三	沢元作	吉十八門	4	1	3															
	与梅	右衛門	3	1	1															
	右	衛	4	1	1															
	梅為	左衛門	3	1	1															
	右	之	3	1	1															
	吉作	右衛門	2	1	1															
	友七	右	6	2	2															
	市松	右	6	1	1															
	豊七	右	7	2	2															
	米柳	右	3	1	1															
	仙定	右	4	1	1															
	次吉	次郎	5	1	2															
	次平	三郎	3	2	1															
	德三	三郎	6	2	2															
	和利	三郎	6	1	4															
	惣善	三郎	6	1	1															
	茂為	三郎	4	2	1															
	佐久	三郎	9	2	2															
	彦嘉	三郎	6	1	2															
	金伝	三郎	1																	
	多	三郎	7	1	2															
	口仲	右衛門	4	1	2															
	常徳	右	4	2	2															
	彦久	右	4	1	1															
	久	右	7	1	1															
	亀九	右	4	1	1															
	新彦	右	4	1	1															
	と長	右	7	1	2															
	岩	右	4	1	1															

表10 天保8年 王瀧村拝借金夫食同御願人々別

枝村名	戸	主	困窮区分	家族数				夫食内借金		施物										
				男	女	老人	小人	金	銀	米	藁	粟	稗	麦	味噌					
上				人	人	人	人	分	分	厘	升	合	升	斗	升	升	合	升	合	
条吉右衛門			極難	5	1	2	1	1	1.2	2.3	9									
清庄平			"	4	1	1	1													
由万吉半三六六			"	5	3	2														
政為次			"	5	1	3	1		1.2	2.3	9									
清半左衛門			極々難	3	1	2			1.	8.9			4							
半左衛門			"	5	1	2		2	1.3	8.8			3						5	
左衛門			"	5	2	1	1	1	1.2	1.										
栄左衛門			"	8	1	3	1	3	2.2	9.8										
兵左衛門			"	6	1	3	1	1	1.3	3.1	1.1									
作政為次			"	4	1	2	1		1.1	1.6	1.									
左衛門			"	5		3	2		1.2	1.5										
左衛門			"	5	1	1		3	1.2	2.3	9									
左衛門			"	6	1	1	2	2	1.3	3.1	1.1									
左衛門			"	3	1	1	1		1.	8.9										
左衛門			絶窮	7	2	1	2	2	2.1	2.4	4									
左衛門			"	8	1	1		6	2.2	9.8										
左衛門			"	5	1	2		2	1.2	2.3	9									
左衛門			"	8	1	1	1	5	2.2	9.8										
左衛門			"	5	1	1	1	2	1.2	2.3	9									
左衛門			"	6	1	1		4	1.3	3.1	1.1									
左衛門			"	6	3	2		1	2.1	1.5			2							
左衛門			"	3		2	1		3	2.3	4				5			2	1	
左衛門			"	2		1	1		3	5										
左衛門			"	5	2	3			1.3	8.8										
左衛門			"	3	1	1		1	1.	8.9										
右衛門			"	2		1			2	1.5	6									
右衛門			"	2		1	1		2	1.5	6									
右衛門			"	2		2			2	1.5	6									
右衛門			極々難	6	2	1	1	2	2.	1.6	6									
右衛門			?	5	1	1	1	2												
下条(諸村)																				
初弥久直豊伴佐嘉利久治喜房市定吉きゆさ宇善	治左八平平右衛門三吉市之兵衛兵	郎門八家八藏治次八家郎門家家吉助くん家衛	極難	5	1	2		2												
			"	6	2	2		2	2.	1.6	6									
			"	5	2	1		2												
			"	2		2														
			極々難	2	1	1														
			"	3	2	1			3	5										
			"	7	3	1	1	2	2.2	9.3										
			"	4	1	1	2		1.1	1.6	1.									
			"	2	1	1			3	5										2
			"	3		3														
			絶窮	5	1	1		3	1.2	2.3	9									
			"	3	1		2		1.	8.9										
			"	4		2		2	1.	3.1	2.									
			"	1			1			7.8										3
			"	2	1	1			3	5										
			"	1	1															
			"	1		1			1	7.2										
			"	1		1			1	7.2										
			"	2		1	1	1	2	1.5	6									
			?	4		3	1													
			?	6	3	3			2.1	1.5										

近世後期木曾山持の村における構造変化

枝村名	戸主	困窮区分	家族数				夫食内借金				施物										
			男	女	老人	小人	金		銀		米	粃	粟	稗	麥	味噌					
			人	人	人	人	分	朱	匁	分	厘	升	合	升	斗	升	合	升	合		
瀧	越菊万平岩源清武吉亀金八	藏藏門吉十助藏藏藏	難	6	1	1	2	2	1.3	3.	1.1	1									
			極々	6	2	3	2	1	2.1		6.	6									
			〃	8	2	3	3	2	2.2		3.	2.2									
			絶窮	5	1	2	1	1	1.2		2.	3.9									
			〃	5	1	3	1	1	1.2		2.	3.9									
			〃	4	1	1	1	1	1.1		1.	6.1									1
			〃	7	1	3	1	2	2.1			1.4									
			〃	7	2	1	1	3	2.1		2.	4.4									
			〃	6	1	1	2	2	1.3		3.	1.1									
			〃	4	1	1	1	1	1.1		1.	6.1									
			2	1	1																

出所史料 「天保八四年 王瀧村夫食御願書 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
 「天保七申年 王瀧村困窮之者御手当筋覚帳 松原記録」(同)
 「天保～慶應 諸御救ひ書留 王瀧村」(同)

ケ村³³⁾と凶作の長期化によって、返済期限が来ても返済手段が見出せぬ村々は返済猶予(貸居)を願うにいたった。

以上を総合すると表9では王瀧村が借用した救済金は、天保四年の五三両から八年には二九両が、また夫食は同じく三五両から隔年ではあるが三九両が交付された。一方表10によると、天明飢饉の時とは異なり天保飢饉の場合は、人別・救済拝借金・夫食交付の戸別記録が残っている。先述した夫食の規準、一戸平均五人家族として六・五人扶持(一日六合五勺)の三〇日分である一斗九升五合の米代は、天保七年の米価一升一一三文においては二、二〇三文に相当する。これは天保八年の夫食申請世帯一六一戸の救済額平均金一分二朱と夫食銀一匁五分の合計二、四〇〇文に収まる。しかし天保八年に米価が高騰して一升一七四文になると一年九升五合の米代三、三〇六文に収まらない。ただしこのような米価高騰の年は幕末の万延・文久期まで出現しなかった。

もっともこれ等の内容は、御救済借金や夫食支出に対しある程度の公的資金の財源が保証されていたことを現すだけで、この救済策が困窮者を救うに十分な額だったことを意味するものではない。受給者はこの施策に感謝する一方で返済の猶予を願っており、表9でも返済が停止状態にあることがこの間の事情を物語っている。また史料には断片的ではあるが「施物」の記録がある。そこにある雑穀と夫食の関係および味噌と塩の支給基準は未詳である。

なお天保四年から八年迄の間には「御年貢半数³⁴⁾」の記録がある(他の期間は不詳)ことを付記しておく。

表10 天保8年 王瀧村拝借金夫食同御願人々別(続き)

枝村名	戸主	困窮区分	家族数				夫食内借金				施物												
			男	女	老人	小人	金	銀	米	粟	稗	麦	味噌										
			人	人	人	人	分	朱	匁	厘	升	合	升	斗	升	升	合	升	合				
崩	嘉左衛門 門 吉久右衛門 藏 彦安 五郎	〃	6	1	2		3	1.3	3.1	1.1													
		〃	2	1	1			3		5													
		〃	5		1		4	1.2		1.5													
		?	5	1	1	1	2	1.2	2.3	9			3										
		?	3	1	1		1																
	越新弥吉徳久為武条倉善徳惣孫与平安よせと	兵次 右衛門 兵 之	極難	7	2	1	2	2	2.2	2.4	4.4	1.		4									
			〃	9	2	1	1	5	3.		2.5			5									
			〃	3	1	1	1		1.		8.9	2.		4									
			〃	6	2	1		3															
			〃	8	2	1	1	4															
			〃	5	1	1		3															
			極々難	6	2	1	1	2															
			〃	4	2	2																	
			〃	2	1	1			3		5	1.											
			絶窮	4	1	2		1				1.		4									
			〃	5	2	2		1	1.3		8.8	2.		5									
			〃	6	1	1		4	1.3	3.1	1.1	2.5		4									
			〃	7	2	2	1	2	3.		2.5	2.											
			〃	5	2	1	1	1	2.2		1.												
			〃	7	2	2		3	2.1	2.4	4	2.5		4									
〃	7	1	2		4	2.1		1.4			4												
〃	5	1	1		3	1.2	2.3	9															
〃	2		1		1	2	1.5	6															
〃	2		1		1	2	1.5	6															
〃	2		2		2	2	1.5	6															
二子持	助為助吉伝政治文作岩直は	藏八郎作郎吉助平吉吉る	極々難	6	1	2	1	2															
		〃	6	2	1	1	2	2.	1.6	6		3											
		〃	6	1	2	2	1	1.3	3.1	1.1													
		〃	6	1	2	1	2	1.3	3.1	1.1		5											
		〃	6	2	1	1	2	2.		1.6.6													
		〃	6	2	2		2	2.	1.6	6		2							2	5	5		
		絶窮	5	1	3		1	1.2	2.3	9													
		〃	2	1	1							5		5									
		〃	5	2	1		2					5			5								
		〃	6	2	4		2	2.	1.6	6		5			5								
淀	地五久惣由久兼清米富長鍋	門作治藏七藏衛家藏藏吉	極難	5	1	2		2															
		〃	9	3	3		3																
		〃	5	1	1	1	2																
		極々難	8	3	1	1	3																
		〃	5	1	2		2																
		〃	5	1	1	1	2	1.1	1.6	1													
		〃	3	1	1		2	1.		8.9													
		〃	4	1	1	1	1																
		〃	3	1	1		1	1.		8.9													
		絶窮	3	1	1	1		3		5													
〃	3	1	2		3			5															

近世後期木曾山持の村における構造変化

六 結 語

これまでの作業から近世末期、特に幕末における木曾の山持村々の生活構造について王瀧村を例に、現段階における総合化を試みよう。

まず元治元年（一八六四）の労働人口について、尾張藩へ提出した軍用人足御役勤可能者数の調書がある。

御軍用御役人別書上覚³⁵

一人数三百式拾七人

拾六歳より六拾歳迄

内 丈夫成者人別左之通

与古（以下名省略）

メ百式拾四人

右之者共御軍用御役相勤り可申者共ニ御座候

残而式百二人

右之者他出并病氣者等ニ御用難相立者共ニ御座候

右之通今般御軍用御役人別御調被仰付吟味仕候処如斯ニ御座候以上

元治元年七月

王瀧村庄屋

組頭

連印

御奉行所

この史料を表2と比較すると興味深い。軍用御役が勤まる者とは該当年齡者から出持中の者と病人等を除いた数で、出持者よりもかなり少ない。

表2では、文久元年の和宮様御下向時には多数の促された出持者の一時帰村をみたが、そのあと再び旧状に復し出持が常態化したことを示している。これには尽山化した山の荒廢、御用たる御手山仕出の減少、その上御用請

負後も本来行われるべき御下渡金の未拂状態等が、他領への出持を生み出したことは先述したとおりである。

一方幕末は、中山道の通行量が増加し往還人足の需要が膨張した結果、

従来助郷夫役に縁の薄かった奥地の山持村民が動員されるようになり、し

まいには助郷夫役に不可欠の存在になった。しかし出持が常態化した村々

では、助郷夫役との両立は困難であった。そこで王瀧村等四方村は、この

点について「今般 尾州様并諸家様御出合御通行御座候付宿々江御割付人

足被仰付、此廿一日も奈良井宿貫川宿江被仰付之通人足罷出是迄終日相勤

申候処難渋至極ニ御座候、今般之御通行者最早大御通行茂相濟前代未聞之

御儀ニ而宿々ニおゐて茂請負方差支候段茂至極尤之筋ニ者相見へ申候得共、

私共村々之儀者元来右両宿定助之請茂無之事ニ奉存候処、都合同様ニ宿附

之村々ニ被仰付迷惑至極仕候、村々人足共茂頗る相勤候得共私共村々之

儀者遠方ニ有之、貯茂無之様相成候而食者勿論稼等之類茂出来不仕必至、往

反通ひ茂三四日ツ、茂潰相成道ニ而雜用不少候付難渋仕候、此姿ニ而者御役

相勤り不申候間今日之賄方茂行届兼必至与差支申候、附而者請人共ニおゐて

当惑候条尤之次第ニ茂奉存段、宿々之付郷之儀者日帰りニ而相勤り多分之失

費茂少々ニ付而村役人共ニおゐて茂此案之村々外ニ勤弁無之候而、又不行届

様ニ而右両宿相見不申候間、乍恐御憐愍を以宿々近村之者追買上被仰付被

下人足老入ニ付一日銀七匁五分ト證人共得者老入一日八匁五分ツ、被仰付

被下置候様、当村江被仰付候ハ、之代金日々相渡り候様被仰付被下置候様奉

願上候、右様被成下候ハ、御役相勤りて不申候間御割付御免被下置候様奉

願上候 文久三亥年三月 末川村 西野村 黒沢村 王瀧村 庄屋組頭³⁶

と、出持と助郷の両立をはかろうとすると、一時帰村の際の所要日数とその費用の無駄に加え、出持地で作業の中断により仕事を失うことにもなり、

この調整に向けて宿付定助郷制に融通を持たせて宿近隣村の活用と賃金の値上げを訴えた。そして王瀧村の場合、尾張藩領ではあるが濃州の裏木曾加子母村が対象になったことは先述した。

一方度々見舞われる冷害は、田畑が少ない木曾山では飢饉に通じ、藩の救済対策は夫食作食等の交付、救済金の貸付等に実現した。それは量的には十分とはいえないが、自力更生の途が厳しい村々にとっては生計再生の糧になった。ただしそれは林業再建への手だてよりも、結果としては重要な中山道幹線交通路の体制維持への助郷「御役」援助の性格が強かっただろうことを否定しがたい。したがって救済対策の利用者は返済に際して猶予「年延」を訴え、表9でも示すように返済はなかなか進まず、貸付条件どおりに行かなかつたことは、次の記録にも、「去申年未曾有之大凶ニ付米穀諸品高値而已候付、畢生買米仕来候伊奈松本辺方出来更ニ無御座実驚入無扱種々御歎願奉申上候処、格別之御慈悲を以尾州御表方御手厚御達被成下置夫食御手当并御米御金等莫大御救拝借等被仰付候、御蔭を以如何様共飢渴相凌御役等相勤相続仕候段自力ニ而者逆茂難行届、御米金、御上様厚御憐愍御手当当銀拝借等之御救筋を以是迄如何様共露命相救参候段、御国懸冥加至極重々難有奉承知候、依之当九九年賦御返上等ニ被仰付候御金筋御座候ニ付候得様共、為賄御返上可仕得心当節方右請合仕候処是迄如何様而已茂露命相続仕候儀ニ者御座候得共、銘々取持之田畑家財衣服諸品ニ至迄悉く売拂或者質物等入置而他領方入穀之場所被売賣、右価を以米穀買入飢渴相凌候迄之御儀ニ而当節ニ相成候而茂、諸色直段引下ケ不申巳年凶作之節(天保四)方者当節之直段都而高直ニ御座候仕合專以返上不仕、手立無引続仕候而茂出来不仕奉恐入候、御金前預之仕合此上之所者、乍恐、御上様之厚御仁慈を以御拝借候御返上之分壹々年都而年延ニ被成下置、当節危急為相凌宿相続

近世後期木曾山持の村における構造変化

仕候様、御憐愍之御下知偏ニ奉願上候(37)と活写されている。

さきの尽山化、御手山仕出の減少、同請負人への御下渡金未払に加え、度々の飢饉による村々の疲弊は、林業における再生・起業環境を厳しいものにし、御手山であれ手前金山であれ、本伎仕出を請負ってきた在方指導層で素封家でもある庄屋層の経済基盤を追いつめた。王瀧村の場合、かつて本伎請負を手がけてきた庄屋松原家は、資金繰りのため不動産をしいだいに入質(年符売)や売却(永代売)していった表11。年符売の条件を示す次のようになる。

(赤字・請力)
(債戻ス)

年賦売渡し申田地之事(38)

一田式枚 但御年貢米壹年五升也

此金拾貳両也

右之田地来酉年拾ヶ年之間其元江売渡し申所実正也、来酉年方御年貢諸役其元方御勤可被成候、尤右年限之内ニ而茂右元金拾貳両其元江相払候ハ、田地御戻し可被下管、相極売渡し申候、為後日証文仍而如件

文化九年申十二月

松原彦八

惣左衛門殿

かかる経済的困窮は、当人の家計のみに止まらず庄屋職の存続にもかかわる。しかし松原家のこれまでの功績と信頼から村方一統はこれを見過すことができず、親類筋は債権を放棄し、他の村内債権者は無利子永年賦にするよう相談をまとめ、この結果の承認を求めて役所へ、「当村庄屋松原彦八儀追々困窮仕凌方無御座ニ付、御拝借金奉願上是迄如何様ニ茂取続来り候処、年増借財山高ニ相成既当年御拝借金弥々返上方差支候ニ付、田畑

表11 王瀧村松原家関係売渡田畑等

年 月 日	田地等面積		売 渡 代 金		備 考
	反 畝 歩		兩 分 朱		
文化 6. 2	田	9.	10.		年符売 請戻ス
同	屋敷	1. 28	4. 3		年符売
文化 9.11	田 1 枚		7. 2.		年符売 請戻ス
同	田 1 枚		8. 2.		年符売 請戻ス
文化 9.12.	田 2 枚		8.		年符売 請戻ス
同	田 2 枚		12.		年符売 請戻ス
文化 11.3.	上田	2. 9	3. 3.		年符売
同	上田	6. 14	11.		年符売
同	上田	4. 10	6. 1. 2		年符売
文化 11.12.	田 1 枚		8. 2.		年符売 請戻ス
同	中田	1. 10	4. 0. 2		年符売
文化 14.12.	板蔵 1 軒		4.		永代売
文政 1.12.	松林 1ヶ所		1.		永代売
文政 3. 9.	屋敷	1. 28			
同	上畑	2. 10			
同	上畑	22			
同	上畑	16			
同	上畑	21			
同	上畑	1. 20			
同	中畑	27			
文政 12.12.	上田	2. 19	8		永代売
天保 2.12.15	中田	1. 10	15. 3. 2		永代売
慶應 1. 8.21	田	9.	100.		年符売

出所史料 「嘉永四年 王瀧村家数人数書上其他 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
 「慶應元丑年 金銭請拂帳 王瀧村松原彦右衛門」(同)

家財悉売払可申旨ニ付当人親類并私共立入夫々取調仕候処、格外之大借ニ
 而田畑山林共追々売払候付、前節所持罷有候分役筋茂勤り悪く為鉢村方お
 りて茂迷惑至極仕、且当人儀茂由緒有し候家筋ニ茂御座候付絶家同様罷成
 候儀誠心氣之毒歎ヶ敷事存候付、私共段々申合ニ而家財等茂要用之分残し
 置其余之品々持馬等迄相拂候而茂、借財金半數之価茂無御座親類取替之分者

表12 木曾谷江江戸筋5諸向拝借金

年 月 日	請 取 金			相 済 金			備 考
	貸 元 別 拝 借 金		木曾在方 22カ村献納金	上 納 金	拝借金返済		
	芝山内真乘院	馬喰町御役所			同利息等		
年 月 日	兩 分 朱	兩 分 朱	兩 分 朱	兩 分 朱	兩 分 朱	兩 分 朱	
嘉永 6. 5.	200.					6.	
7.11					18. 2. 2		
7.30					17. 0. 2		
8. 8					30.		
8.19					20.	3. 1	
9. 3					52. 0. 3		
9.30						5.	
10.30						3. 2	
11. 5		183. 2.				15. 1.	宿場助成金として
11.16					30.		
11.20					15		
11.26					37. 2		
11.26						2. 2	
?			237. 2. 2				
12. ?				279.			尾州御企千両構献金
?				83. 0. 2			

出所史料 「安永以降 谷中各村拝借金書上 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
 「嘉永六丑年 諸向拝借取扱口々仕分留 松原扣」(同)

表13 切畑御免場所の内安政五年 御材木方江移管
場所数(王瀧村)

年 度	年次別切畑御免場所		切畑御免場所の内 安政5年御材木方 江御廻し分面積 町
	面積	同累積	
享保9(1724)	211.11		9.4
同13(1728)	1,337.95	1,549.06	40.26
同15(1730)	34.83	1,583.89	76.84
同16(1731)	75.75	1,659.64	272.16
同18(1733)	255.2	1,914.84	131.64
元文1(1736)	151.	2,065.84	49.68
同2(1739)	85.8	2,151.64	
寛保2(1742)	902.7	3,054.34	
同3(1743)	60.6	3,114.34	106.32
延享1(1744)	114.3	3,228.64	763.32
同4(1747)	22.8	3,251.44	
同5(1748)	316.5	3,567.94	35.52
宝暦5(1755)	186.1	3,754.04	
同6(1756)	221.2	3,975.24	115.92
明和4(1767)	154.03	4,129.27	61.44
文化7(1810)	103.8	4,233.07	
同8(1811)			33.6
同11(1814)	82.8	4,315.87	14.4
同12(1815)			48.
同14(1817)			
			計1,758.5

出所史料 「安政三辰年 享保度以来切畑御免場所安政
五年御材木方江御廻し相成候絵図面写
王瀧村扣 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

近世後期木曾山持の村における構造変化

全捨、村内夫ニシテ借入候分無利永年賦ニ相願候 安政四巳年十二月 王瀧
村組頭仁右衛門 同惣右衛門 惣代和吉」と訴えている。

なおまたこの他にも、宿場助成金として江戸筋からの拝借金が導入され
ている。史料によると一つは芝増上寺山内真乗院の名がみえ、他は馬喰町
御用屋敷御貸付役所の公金貸付である(表12)が、その機能内容等につい
ては今回掘り下げることができず、他日を期したい。また宿々は尾州御屋敷
への報恩献金企画にも参加し、「当 御家之儀、式百五拾年来君臣父子御
蔭蒙御厚恩候処不計御時運ニ依当時之御行勢ニ被為成、是先御相統節御
心痛被為遊候旨御志慮之程者如何被為計候哉難計候得共、旧来為報恩宿村
毎ニ志次第米金之内右御屋敷御勘定一件迄献納仕申度、尤当節物之儀ニ付
成丈質素ニ取計御請之有無ニ不拘献納候段御相談申上候 (嘉永六丑年)十

一月 宿々談合共」と、救済政策が藩による領内村々の存続ならば、各種
献納金は領国の安定を願う領民感情の現れであった。

最後に享保九年に木年貢制の停廃で下用米の交付を絶たれた領民は、自
給食糧の確保のために切畑を普及させていったことは前述した。王瀧村で
は安政五年、その切畑御免場所の四割を材木植林のため御材木役所へ
移管する措置がとられた(表13)。不足する食糧生産のための切畑を、伐採
迄に少くとも数十年を要する材木植林地に転換することは、在方村々にと
ってはどんな意味があるのかという問題を提起するものであった。

かくて幕末の木曾山持の村々では尽山等で地元持が減少する中、各地の
山々へ出持し柚・日用等は故郷を後にした。一方かつて本伐仕出を請負つ
た庄屋等元締層は経済的に行づまり苦しい立場に追い込まれた。かつて庄
屋層を頂点に柚・日用・持子等が堅い絆で結ばれ、木曾山各地で山仕事を
持続してきた共同体は変容をせまられた。一方幕末は中山道の通行量増加
によって、山持の村々をこれまで無縁だった助郷体制に組み込んだ。しか
し他領出持中に往還夫役のため一時帰郷出仕という両立は無理を伴い、在
村者の助郷出仕とその不足分の近隣村への肩代りによって苦境をのりこえ
てきた。

幕末はまた度々飢饉に見舞われ、在方は公金による夫食・作食・御救拝
借金等の救済を請けた。これには領内山村の済生に止まらず、中山道往還
という幕藩体制の維持も視野にあったの事との思いも消えないが、それが
故に結果的に山仕事の伝統と共同体の継承に貢献したともいえる。近代に
おいて、東海道線の開通で中山道の交通上の価値は一変したが、林業につ
いてはそれが国有林事業であっても、多くのものが受け継がれたことは、
大方において異存のないところだろう。

註

- (1) 代表的な成果である、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館 一九八〇年)を始めに、徳川義親『木曾山』(私家版 一九一五年)、同『木曾林政史外』(同、一九三六年)等がある。
- (2) 所三男『監修・解説』『木曾式伐木運材図会』(徳川林政史研究所・銀河書房 一九七七年)。
- (3) 拙稿『尾張藩木曾林政享保改革後の領民営農と切畑』(徳川林政史研究所研究紀要 第四〇号、二〇〇六年)。拙稿『木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考―尾張藩の享保林政改革を中心に―』(徳川林政史研究所研究紀要 第四二号、二〇〇八年)。拙稿『木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持―尾張藩享保林政改革を中心に―』(徳川林政史研究所研究紀要 第四三号、二〇〇九年)。
- (4) 前掲(3)。
- (5) 『安政三年十一月 材木仕出記録 王瀧村松原彦右衛門』(徳川林政史研究所蔵)中の『乍恐御歎願奉申上候御事』。
- (6) 前掲(3)。
- (7) 『元文嘉永文久万延明治 王瀧村松原氏雜録 その三』(徳川林政史研究所蔵)中の『乍恐奉願上口上之御事』。
- (8) 『嘉永二酉年 寿明君様御下向之節人数書上人足之儀願書 松原記録』(徳川林政史研究所蔵)中の『寿明君様御下向之節人足一條留』の『乍恐奉願上口上覚』。
- (9) 前掲(3)。
- (10) 『天明四辰年正月 王瀧村家業調書上帳』(徳川林政史研究所蔵)。
- (11) 『文久元年 松原氏雜録 十五』(徳川林政史研究所蔵)。
- (12) 前掲(7)。
- (13) 『天保弘化安政松原雜録 参』(徳川林政史研究所蔵)中の『乍恐口上之御事』。
- (14) 前掲(8)。
- (15) 『天明元治慶応 大助入用小割帳 日光例幣使御通行諸記録 松原記録』(徳川林政史研究所蔵)中の『差上申一礼之事』。
- (16) 前掲(15)。
- (17) 前掲(7)。
- (18) 『嘉永七寅年 御領主尾張大納言様御通りニ付願書扣 王瀧村松原彦八』(徳川林政史研究所蔵)。
- (19) 前掲(18)中の『嘉永七寅年 殿様御下向之節人足渡し方ニ付達書扣』。
- (20) 『文久元酉年 和宮様御下向諸記録 壹・貳 王瀧村』(徳川林政史研究所蔵)中の『文久元酉年 和宮様御下向被為遊候ニ付草鞋松明藤藁繩御割付人夫書上帳 王瀧村』。
- (21) 前掲(20)中の『文久元酉年 和宮様御下向之節諸品御割付被仰付持運行人夫御手当奉願上書上帳 王瀧村』。
- (22) 前掲(11)。
- (23) 前掲(20)中の『文久元酉年 和宮様御下向ニ付諸御達書類扣 王瀧村』。
- (24) 前掲(11)中の『文久元酉年 和宮様御下向ニ付人別改帳 王瀧村』。
- (25) 前掲(24)。
- (26) 前掲(18)中の『乍恐御難願奉申上候』。
- (27) 『尾州家長州御征伐之節獻納金之記録』(徳川林政史研究所蔵)。
- (28) 『天明文政天保慶応明治 凶年之度毎ニ夫食并御救米等之記録 松原記録』(徳川林政史研究所蔵)中の『卯辰両年御救御拝借金書上帳 王瀧村』。
- (29) 前掲(28)。
- (30) 『天保八年 王瀧村夫食御願書 松原記録』(徳川林政史研究所蔵)中の『乍恐奉願上口上覚』。
- (31) 前掲(30)。
- (32) 『延享〓天保諸拝借願并拝借米割当 王瀧村殿村』(徳川林政史研究所蔵)中の『被仰付被下置候様奉願上候』。
- (33) 前掲(32)中の『乍恐奉再願口上覚』。
- (34) 『天保十年嘉永四年 王瀧村御救拝借其他留帳 松原記録』(徳川林政史研究所蔵)中の『天保十三年 御拝借割渡帳 王瀧村』。
- (35) 『天明文化天保元治明治 松原氏雜録 貳 王瀧村』(徳川林政史研究所蔵)中の『元治元年 御軍用御役人別書上帳 松原彦右衛門』。

- (36) 「安政二〜七年 王瀧村松原氏雜録 貳」(徳川林政氏研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (37) 前掲(30)。
- (38) 「嘉永四年 王瀧村家数人数書上其他 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (39) 「安政三年外 松原雜書 王瀧村扣」(徳川林政史研究所蔵)。
- (40) 馬喰町貸付役所については、竹内誠「馬喰町貸付役所の成立」(徳川林政史研究所研究紀要)昭和四八年度、一九七四年)を参照。
- (41) 「安永以降谷中各村拝借金書上 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (42) 前掲(3)。

